

平成25年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成25年9月10日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	認 第 4 号	平成24年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 3	認 第 5 号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	
第 4	認 第 6 号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	
第 5	議案第55号	大竹市水洗便所改造資金貸付条例等の一部改正について	
第 6	議案第50号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 (一 括)
第 7	議案第51号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 8	議案第52号	大竹市附属機関設置に関する条例の制定について	総務文教付託 (一 括)
第 9	議案第54号	大竹市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について	
第10	議案第58号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第11	議案第59号	平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第12	議案第53号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託
第13	議案第56号	工事請負契約の締結について（晴海臨海公園整備工事）	生活環境付託 (一 括)
第14	議案第57号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	

○会議に付した事件

○日程第 1 一般質問

○出席議員（16人）

1 番	寺 岡 公 章	2 番	大 井 渉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	10 番	日 域 究
11 番	上 野 克 己	12 番	原 田 博
13 番	二階堂 博	14 番	田 中 実 穂
15 番	西 川 健 三	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健 康 福 祉 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総 務 課 長 併 任 選 挙
管 理 委 員 会 事 務 局 長
企 画 財 政 課 長
産 業 振 興 課 長 併 任
農 業 委 員 会 事 務 局 長
自 治 振 興 課 長
市 民 税 務 課 長
環 境 整 備 課 長
社 会 健 康 課 長
福 祉 課 長
保 険 介 護 課 長
監 理 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長

入 山 欣 郎
大 原 豊
大 石 泰
太 田 勲 男
青 森 浩
正 木 丈 治

長谷川 寿 男
稲 田 正 文
西 岡 靖
米 中 和 成

吉 岡 和 範
中 川 英 也

吉 田 茂 文
北 林 繁 喜
野 田 英 之
政 岡 修
吉 原 克 彦
佐 伯 隆 文
香 川 晶 則
栢 英 彦
重 本 隆 男
野 崎 光 弘
橋 村 哲 也

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
三 浦 暁 雄

平成25年9月大竹市議会定例会（第4回）

一般質問通告表

1

12番 原田 博 議員

質問方式：一問一答

将来のごみ処理施設の方向性、判断時期を問う

平成20年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画には、本市では、焼却炉による可燃ごみの焼却から脱却するために、ごみ固形燃料（RDF）によるごみ処理の広域化を基本として、RDF施設を建設し、平成15年1月から施設の稼働を開始した。本施設で製造されるRDFは、「福山リサイクル発電所」において熱回収処理（発電）され、残渣として発生する溶融スラグはリサイクルしている。当面は、この枠組みの中で処理を継続する計画であると記述されています。

一方、第五次大竹市総合計画、前期基本計画には、廃棄物の処理の主な取り組みとして、1、福山リサイクル発電事業への参画は、平成30（2018）年度までのため、以後のRDF施設の存続を含めたごみ処理施設の方向性について検討します。2、自区内処理の原則に基づき、最終処分場の建設について検討します。とあります。

さらには、この10月からは、燃やすごみと粗大ごみを対象に、ごみ処理手数料が導入されます。この手数料導入が、次のシステムを検討するためにも、減量への取り組みを確実に推し進めなければなりません。市民の皆さんの御理解、御協力は不可欠です。

特に、燃やすごみの処理費用とRDF施設の運転コストを含めたごみ処理経費は、平成23年度決算では年間で約5.4億円、平成29年度推定でも約5.2億円と、ごみ処理に関する費用は、本市の財政運営上、相当なものがあり、今後の財政健全化に向けた重要なキーであることは、間違いはありません。

ごみ処理施設について、現行のRDF施設の存続か、本市単独での可燃ごみ処理施設の建設、他の市町との協同運営、あるいは民間委託など、あわせて、最終処分場の広島港出島地区廃棄物埋立護岸事業完成後10年後の新たな自区内処理の原則に基づく最終処分場の建設など、市民生活、社会活動に伴って発生するごみなどの不要物の処理を取り巻く環境、それらの課題解決の道しるべには、厳しいものがあります。同時に、先送りできない問題だけに、効率的運営による一層のコスト縮減、あるいは、廃棄物処理法などの法律に定められた事項を厳守した速やかな方向性、結論が求められます。

ついては、ごみ処理施設に関し、ごみ行政を将来的にどう運営するのか、その判断、見きわめなど、早期に決定、結論を出すべきだと考えます。ごみ処理施設についての市長のお考えを問います。

2

10番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

小方小中学校の足

小方ヶ丘に学校が引っ越して5ヶ月、施設のすばらしさは当然としても、問題は足です。子どもは歩けつて言う意見も一理ありますが、では大人はどうでしょう。学校が山

の上なので、自転車も使いづらく、車のない方は大変です。

そこで提案なのですが、こいこいバスを小方小学校前に回せないでしょうか。御園大橋と立戸三丁目の停留所間に小方学園前をつくることは簡単にできそうです。いかがですか。

子どもたちに炊き込み御飯を！

給食センターができました。でも、炊飯業務が外部委託なので「炊き込み御飯はできない」と聞きました。本当でしょうか。

できないのがわかっていて、それでも委託炊飯としたのでしょうか。お尋ねします。

メニューに制限があれば、食育にも影響します。その点はいかがですか。

市が給食センターを新築する場合は、国庫補助金が出ます。委託炊飯の場合、補助金はいくらですか？

サポートファイル？

教育・子育てについて、0～5歳を福祉課が担当し、6歳以降を教育委員会が担当しています。障害のあるお子さんについて、その連携はサポートファイルで取れるのでしょうか。サポートファイルは一体、どの段階で、誰に、どう渡し、誰が管理するのでしょうか。

児童福祉分野と学校教育分野の連携不足がかいま見えます。保幼小連絡会はどのように機能していますか。小学校への入学予定児について、どこまで把握できていますか。小学校の現場を見て、一層の充実の必要性を感じて、お尋ねします。

3

14番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

申請書提出の簡素化に向けて

- 1 各種申請書の提出に多くの証明が必要となっている。
- 2 高齢化が進む中、もっと簡素化できる策は？

選挙制度の改正を

- 1 投票率低下をどう分析しているか？
- 2 投票所や区域割りの見直しなど

4

9番 細 川 雅 子 議員

質問方式：一問一答

大竹市の空き家対策について

近年、人口減少や高齢化の進展等により、管理されていない空き家が増加しています（総務省の調査による）。本市においても例外とは思えません。

管理されていない空き家に起因し、防災面、景観面、衛生上の問題、防犯上の問題などの発生が危惧されます。私のところにも、市内各地域から空き家に関する心配の声が届いております。空き家の適切な管理や活用は、本市のまちづくりにとって喫緊の課題と考えます。

本市の空き家の状況。

管理されていない空き家の対策。

空き家の定住促進への活用。

市営住宅の空き家や空き地の管理について等
課題と今後の方向性についてお尋ねします。

5

8 番 山 崎 年 一 議員

質問方式：一問一答

大願寺地区宅地造成地の福祉施設の進捗状況を問う

大願寺地区の宅地売却から早くも2年が経過しようとしています。宅地部分については開発も進み住宅の建設が進んでいます。先日は「大願寺タウン」の看板も撤去されました。しかし、一方で福祉施設の予定地部分については、開発の動きが見えません。現状と今後の方向・予定について問います。

6

2 番 大 井 渉 議員

質問方式：一問一答

臨時職員の待遇改善について

- ・臨時職員の任用等に関する取扱規程の中で、労働基準法や地方公務員法上で違法な条文や、平等でない個所があるのではないですか。
- ・具体的にいくつかの各部署の実態をお聞きます。（生涯学習課、福祉課）

7

7 番 北 林 隆 議員

質問方式：一問一答

玖波小学校施設整備事業の基本構想について問う

- ・校舎の耐力度調査及び地質調査の実施の結果はどのようなものでしたか。
- ・基本構想策定にあたっての、保護者、地域、学校を交えた意見交換の結果は。
- ・基本構想の方向性は定まりましたか。

定住促進に地元雇用の推進強化を考えてみませんか。

- ・定住促進アクションプランはどのように引継がれますか。
- ・企業などへ地元採用の協力は求められないですか。
- ・本市職員採用においても地元枠を設けることはできませんか。

8

16 番 山 本 孝 三 議員

質問方式：一括

教育行政について問う

- ・教育委員会のあり方、中立性の確立の問題をはじめ、いじめ・体罰の根絶、平和教育のあり方など多くの課題があります。
- ・「教育再生」ということが言われますが、どう取り組まれますか。

生活保護法「改正」の内容について

- ・「改正」の主な内容について

9

5 番 乃 美 晴 一 議員

質問方式：一問一答

公教育における学力向上について

公教育の目的は、学力の向上だけにあるわけではありませんが、将来の日本を支えていくには避けて通れない課題です。県との連携も重要ですが、本市独自の取組方針を伺い

十

ます。

防災意識の向上について

本年、地震ハザードマップの作成をしていますが、重要な事は、市民の皆さんにどのように防災意識を高めてもらえるのかがポイントです。そのための方策を伺います。

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、藤井 馨議員、5番、乃美晴一議員を指名いたします。

本日の議事日程、一般質問通告表、宮島競艇施行組合議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選決定書、大竹市農業委員会委員推薦決定書、大竹市議会特別委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第1、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括で答弁を受けます。

2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、原田 博議員。

〔12番 原田 博議員 登壇〕

○12番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今9月定例議会一般質問は、将来のごみ処理施設の方向性、判断時期を問うです。御答弁につきましてはよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、先日の大竹市議会議長、副議長の辞任によりまして一連の議会人事が行われました。とりわけ西川健三前議長、二階堂 博前副議長には、私たちの大竹市議会運営、議会活動に対し、たくさんの御指導、御鞭撻をいただきました。本当にありがとうございました。大変お世話になりました。この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。また、新たに寺岡公章議長、上野克己副議長が御就任されました。お二人にはおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。どうぞ私たち各議員に対し、今後の議会

運営、活動の向上、発展に向けましてより一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、重ねてのおめでたいこと、2020年夏季オリンピックの開催が東京に決定、3兆円と言われています国内経済の波及効果、首都高速道路の改修や観光立国に向けた動きが加速し、効果はさらに大きくなると見込まれる日本経済の起爆剤になることが期待されると多くのマスメディアがコメントをしています。

さて、先日の9月1日は、防災の日でした。ことしの夏は記録的な猛暑に加え、異常な自然災害によりまして今まで経験をしたこともありませんでした大雨、豪雨、竜巻などによる被害が各地で相次いでいます。不幸にも災害に遭われまして御家族がお亡くなりになりました方々にはお悔やみを申し上げますとともに、被災、被害を受けられました地域の皆様には一刻も早い復旧が整いますよう心から願っています。そして、私たちが改めまして、さまざまな事態を想定しました減災対策に取り組まなければならないと思っております。

本題に入りますが、平成20年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画には、本市では焼却炉による可燃ごみの焼却から脱却するために、ごみ固形燃料(RDF)によるごみ処理の広域化を基本としてRDF施設を建設し、平成15年1月から施設の稼働を開始した。本施設で製造されるRDFは、福山リサイクル発電所において熱回収処理(発電)され、残渣として発生する溶融スラグはリサイクルしている。当面はこの枠組みの中で処理を継続する計画であると記述されています。

一方、第五次大竹市総合計画前期基本計画には、廃棄物の処理の主な取り組みとして「1、福山リサイクル発電事業への参画は平成30年(2018)年度までのため、以後のRDF施設の存続を含めたごみ処理施設の方向性について検討します。2、自区内処理の原則に基づき最終処分場の建設について検討します。」とあります。

さらにはこの10月からは、燃やすごみと粗大ごみを対象にごみ処理手数料が導入されます。この手数料導入が次のシステムを検討するためにも、減量への取り組みを確実に推し進めなければなりません。そして、この取り組みには市民の皆さんの御理解、御協力は不可欠です。

特に、燃やすごみの処理費用とRDF施設の運転コストを含めたごみ処理経費は、平成23年度決算では年間で約5.4億円、平成29年度推定でも約5.2億円、さらには一人一日当たりのごみの排出量は年々増加傾向にあるなど、このままの状態が推移した場合、ごみ処理にかかる費用は増加することが懸念されます。

また、現在稼働中の処理施設には耐用年数があるため、計画的に施設を更新することが必要です。しかし、これらの施設の建設には莫大な膨大な費用が必要であり、ごみの排出量に比例して財政負担が増大してきます。もっと言えば、RDF施設をこのまま維持していくとしても、基幹的改良なくしては処理できるものではありません。確かに、「政府自民党は、人口減少や高齢者の増加が進む過疎地に対する財政支援の拡大に関し、ごみ処理施設などの事業に、国が返済時に7割を肩がわりする過疎債の適用方針をかためた」との報道からも、インフラ整備の問題が全国的なものであることが伺えます。それでは本市で

新たに施設を建設するにしても、それが波及的に、発展的に本市のごみ処理施設の適用となるかについては2020年夏オリンピックの開催都市決定や、実質国内総生産の年率換算の情報修正など追い風はありますが、国の財政が厳しさを増す中、補助金などの財政支援は不透明な状況です。本市の財政負担の行方、建設場所、環境アセスメント、基本設計、実施設計、建設、工事期間などいろいろ考えられます案件を煮詰めていきますと、ごみ処理施設のあり方を決定するために残されました時間は限定的であることは明らかなです。確かに、施設の整備について、依存財源に頼ることは一つの施策、取り組みとして大切ですが、施設の維持などランニングコストは経常的な経費として将来的な本市の財政負担となります。だから廃棄物の処理経費を、本市の財政面、健全化面での重要な課題として捉え、ごみの排出量、排出の抑制やリサイクルの推進に向け、さらに真剣に取り組まなければなりません。ごみ処理施設について、現行のRDF施設の存続か、本市単独での可燃ごみ処理施設の建設、他の市町との共同運営あるいは民間委託などなど、あわせて最終処分場の広島港出島地区廃棄物埋立護岸事業完成後、10年後の新たな自区内処理の原則に基づく最終処分場の建設など、市民生活、社会活動に伴って発生するごみなどの不要物の処理を取り巻く環境、それらの課題解決の道しるべには厳しいものがあります。同時に先送りできない問題だけに効果的運営による一層のコスト縮減、あるいは廃棄物処理法などの法律に定められた事項を厳守した速やかな方向性、結論が急がれます、求められています。

また、新たに施設を建設するに当たり、将来の改修を含めた対応、計画でなければなりません。高齢化、縮小社会など新しい形に変えていくことが大切です。それが本市の全ての資産状況、ストック状態を把握することから持続可能なまちづくりに向け、財政の効率化、適正化、健全性を目指した新地方公会計制度の整備、目的の一つだと私は理解をいたしております。課題、問題点などるる申し上げました。つきましては、ごみ処理施設に関し、ごみ行政を将来的にどう運営するのか、その判断、見きわめなど早期に決定、結論を出すべきだと考えます。ごみ処理施設についての市長のお考えを問います。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 原田議員の御質問にお答えいたします。

ごみ処理施設初め社会資本といわれる多くの施設は、時代の要請に応じつくられていきますが、どんなに大切に使っていてもいつかは必ずその寿命を迎えます。施設をつくったそのときから更新に考えをめぐらせておけばよいのですが、更新時期が随分先であることや時代の要請がいつも同じとは限らないことなどから、更新時期が近づかないと更新に現実味を帯びてこないというのが実情かと思います。しかし、社会資本の更新は、今や日本全体が抱える行政運営の根幹に係る問題となってきました。議員の御指摘、また重要な御質問につきましてありがとうございます。

原田議員が今、御指摘のとおり、ごみ処理に要する経費が本市の財政運営の大きな負担となっていることにつきましては、十分に認識しているところでございます。ごみの減量化の積極的な推進等により、ごみ処理経費の削減を図るべく、本年10月からのごみ処理手

数料の導入に踏み切ったところでございます。

一方現在、将来のごみ処理施設の運営方法について検討を進めておりますが、今回のごみ処理手数料の導入により、ごみの減量の徹底に努めることで、減量化が図られた後のごみ処理量に見合ったごみ処理施設が整備できれば、より効率的な運営に資するものと考えているところでございます。

さて、将来のごみ処理施設の方向性、判断時期についてです。

昨年12月定例会でRDF施設の抜本的な見直しに関する御質問をいただいた際に、わがまちプラン前期基本計画の中で、廃棄物の処理に関する主要な施策の一つとしてRDF施設の方向性についての取り組み項目を掲げていることを踏まえ、本市の将来的なごみ処理施設の運営方針などの検討を今後進める旨の答弁をさせていただきました。現在、鋭意検討を進めているところでございます。

具体的には、現在のRDF施設を維持するために必要な施設改修を行い、現行の福山リサイクル発電事業への参画に係る契約を延長する継続方式、あるいはごみ処理手数料の導入によって減量化されたごみの排出量に見合った新たな焼却施設を本市が単独で建設整備する方式、または近隣の自治体との広域連携によって共同処理する方式などを選択肢として検討を進めており、現在は県の助言や近隣自治体を初め、他の自治体のごみ処理方式などを参考にしながら、それぞれの方式のメリット、デメリット等についてさまざまな観点から調査・研究を進めているところでございます。いずれにいたしましても、将来のごみ処理施設の運営方針の決定につきましては、原田議員が御指摘のとおり、先延ばしすることのできない重要な課題であり、本市にとって最も効率的、効果的なごみ処理方式について十分に見きわめた上で、できる限り速やかに方針決定の判断を行い、御提案させていただきたいと考えておりますので、いましばらくお時間をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で原田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 12番。

○12番（原田 博） 市内の18カ所で開催されましたごみ処理手数料の導入に関する住民説明会、自分も18回のうち結構な回数、説明会に参加させていただいたんですけど、環境整備課の職員さんとそれから市民の皆さんの熱心な質疑応答からも、ごみの減量化の取り組みに向けた真摯な姿勢や強いメッセージを双方から感じ取ることができました。私も、市民の役割として減量化に努めていかねばならないというふうに思ったわけです。

さて、ごみ処理施設への取り組み、結論などにつきましては、先ほどの私の質問また市長の答弁を含めて、執行部の考えと私の思い、認識などについてはさほど大きなずれはないというふうに思っております。確かにたくさんの議員さんが12月議会また3月議会でのごみ処理について、一般質問されました答弁と重なってはいます。

しかし、私としては今年度の25年予算特別委員会において、時間がない中で早急な計画を示してほしい、この予算委員会で議論ができるようにこのステージに上げてほしい、傍観者であってはいけない。つまり当事者でないといけないということを申し上げました。特に、ごみ行政は私が言うまでもなく市民の生活そのものであり、そこに財政問題が大き

く絡んでいきます。まさに市長の答弁どおり行政運営上、根幹の課題の一つです。だからさらに慎重ということは理解はできても、検討時期、時間、判断時間、結論に結びつけていくためのプロセス時間の必要性、そして必然性をたしました。それだけに私としても、その後もこのことを追求していく、また追っていく責任があります。つまりは発言をした重みが問われます。だから、きょうのこの機会にさらに踏み込んで質問をしても、先ほどの御答弁からは多分、超えないということを実感として受けました。

最後に、構造的に財政は縮小していく中、減少、高齢化時代という背景を意識した早急な対応、計画、お考えをお示しいただきたいということを強く重ねてお願い申し上げまして質問を終わります。もし市長の御答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 原田議員、御指摘のとおり私どもは御質問いただきましたごみ処理施設だけでなく、本市が抱える全てのインフラの状況に意を払い、限りある歳入の中で計画的に改修、整備していかなければなりません。高度成長期に整備した施設の老朽化と更新につきましては全国的にも問題になっており、本市においても社会資本として整備した公共施設につきまして、長寿命化と適正管理に向けて施設の長寿命化修繕計画やストック情報の点検等の取り組みを始めているところでございます。少子化が急激に進行し長寿になられ高齢社会が進展している中で、支える者が減少していく社会となっております。今ある施設をそのまま将来に引き継ぐということは非常に厳しいことがわかっている中、現在の社会情勢にあった施設の再編の検討や国・県に対する新たな支援制度の創設のお願いなどを繰り返しながら、効率的な施設の更新に努めてまいりたいというふうに考えております。

我々が覚悟を決めなければならない厳しい時代はすぐそこに来ているというふうに感じております。一緒にまちづくりをしていく議員の皆様方のお力もますます必要になってこようかというふうに考えております。今後とも、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） 続いて10番、日域 究議員。

〔10番 日域 究議員 登壇〕

○10番（日域 究） おはようございます。このたび、市民の味方に転籍をいたしました日域でございます。どうぞよろしくお願いいたします。時間が30分なもので早速質問に入りたいと思います。

最初の質問です。小方小中学校の足。小方ヶ丘に学校が引っ越しました。5カ月ぐらいたったんだと思いますが、施設のすばらしさは当然としても問題は足です。子供は元気に歩いて行けっという意見は一理あります。皆さんそうしているんだと思いますが、では大人はどうでしょう。参観日があつたりいろいろなものがあるわけですけども、皆さんが車で行くということも考えにくいですし、自転車で行くというのは少々きつい気がします。

端的に言いますけども、こいこいバスはあそこに回らないのかなという気がいたします。御園大橋という橋ですかね。私ども、大橋というのが気に食わないんですけども。御園大橋という名前の短い橋があります。その橋のところにバス停があつて、それから次が立戸三丁目かなと思うんですけども、その間をぐるりと小方ヶ丘を大願寺を一周すれば簡単

にできそうな気がするんですけども、ぜひ実現してほしいという気がしましてお尋ねいたします。それが最初の質問です。

2番目、これも若干、小方ヶ丘に関係があるんですが、給食センターのことです。給食センターということは、あそこから学校に料理を運ぶということですけども、メニューが若干変わるのかなという気もします。特に炊飯が自校方式の場合はみずから炊飯をしていたみたいですけども、センター設置に合わせて炊飯が外部委託になりました。その違いについて、よく具体的には私も理解できてなかったんですが、炊き込み御飯ができないという話を聞きました。

これはある学校での出来事ですけども、校長先生と雑談をしてまして、あるとき「きょうのおかずは辛いいう」って校長がおっしゃったそうなんです。そしたらほかの先生が「校長先生、それはまぜるんですよ。それだけ食べたら辛いでしょう」って言われたと笑ってましたけど。ああそうなんだ、白い御飯はこっちで炊いて、それ以外はこっちで炊くわけですから、当然、炊き込み御飯って難しいですよ。そういうマイナス面があることを考えた上でああいう外部委託炊飯にしたのかどうか。委託炊飯にしたら炊き込み御飯は絶対にできないのか、そのあたりをちょっと教えてほしいと思います。

それとこれも給食センター絡みですけども、公が物をつくるときに国が補助金をくれないということはありませんね。何らかの形で地方については支援しています。外部委託になるとそれがなくなっていく感じがするんです。外部の業者がします。じゃあ国がお金をあげましょうということは、私はないと思うんですけども、そう考えた場合に、委託炊飯ということのそろばん勘定はどうなっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

次は3番目です。これも学校絡みです。サポートファイルという言葉があるんですけども、私は正直言ってよくわからないんですけども、これもある学校へ行って私が目撃したことです。

ことしの1年生のあるクラス。大変な状況でした。それで、どうなってるのかなと聞いていろいろ聞いたんですけども、要するに中学校の先生は、どんな子たちが小学校から入ってくるか事前にちゃんとチェックしてます。小学校の先生方は幼稚園、保育所からどんな子供が上がってくるかはちゃんとチェックしています。幼稚園、保育所はどこから来るかわかりませんから苦労しています。これはしょうがないですね。一番最後、一番下の段階では調べようがないですから、それはせいぜい頑張るしかないんですけども。小学校は幼稚園、保育所に対して相当な連携を持って、どんな子供たちが入学してくるか把握しているはずなんですけども、ある小学校の状況について何か漏れがあったみたいな気がするんです。それで現状として、一つのクラスにかなり特異な行動をとる児童がいた場合に、御本人も大変ですよもちろん。御本人も喜んでやっているわけじゃないでしょうから御本人も大変。でもそういう子供がいる他の子供たちも全然クラスの雰囲気の違いから、これまた大変。先生はそういう子がいたら授業ができませんからヒステリックになってましたね。私は先生が悪いという気はありませんけども、あの先生も大変ですね、ああいう状況下に置かれたら。それを教育委員会なり学校なりはいつ対応するんだろうというのがありまして、それをちょっと聞いてみたいんです。9月になってどう変わっているのか正

直まだ知りませんが、すごく感心があります。

そのもとになるのが、ゼロ歳から5歳、要は就学前です。就学前というのはイメージ的に言うと大竹市でいえば福祉が担当している年齢層。それから先、学校へ行くとどっちかというと教育委員会の色合いが強くなる。それはそれでいいと思うんですけども。じゃあその福祉と教育委員会の連携がどこまでできているのか。

今回のさっきの小学校のケースでも、どうも私が聞いた話では、公立の保育所からですよ、大竹市立の保育所から大竹市立の小学校に対する情報の伝達に漏れがあったという感じなんですけども。そしたら言うところがないわけですね。この大竹市役所の中の話ですから。そういう連携が悪くて、担任の先生に迷惑をかけているという言い方が正しいかどうか分かりませんが、その御本人においてもクラスメイトの子供たちにおいても大変な状況のようでした。ことしの2月の終わりごろに総務文教委員協議会の中で学校のことが出てきましたけど、それが今年度どう生かされているのか。そう考えたときに、何か足りない気がしました。

実を言うと、このサポートファイルに戻りますけども、広島県教育委員会に特別支援教育課というのがあります。私はそこにも行きましたけどね。そこで「障害なり問題なりを若干持っているような子供たち、未就学の子供たちと学校をつなぐものは何ですか」と尋ねたときに「サポートファイルがある」と言われたんです。サポートファイルって何だろうというのがありまして。まず多分、余り効果はないと思います、そういう意味では。でもサポートファイルというのは、いつの段階でどのように誰に渡して、どう管理されるものか。私はわからなくて、それはちょっとまず教えていただきたいと思います。何はともあれ学校教育というのは社会の根幹ですから。その学校で子供たちが、担任の先生の意に反してクラスの中を飛び歩いている。ほかのクラスはきちんと集中して授業を受けているのに、そのクラスだけとんでもない状況にある。これは公教育を担うべき行政の立場として見たときに、とても合格点は与えられませんよね。それをどうするのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

以上で、登壇しての質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。2点目の学校給食に関する御質問及び3点目の小学校入学予定児に係る福祉と教育の連携のうち、教育委員会及び学校の取り組みにつきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

一つの事例に触れたとき、ふと頭に浮かぶさまざまな疑問や思いつきなど、「まあいいや」とそのままにしてしまうのではなくてしっかりと温め研究されて、いつも質問という形にしてくださっております。ありがとうございます。

まず1点目の小方学園への移動手段に関する御質問についてお答えいたします。

こいこいバスの利用者増加のための御提案をいただきありがとうございます。こいこいバスの運行ルートの変更についてお答えするに当たり、現在のこいこいバスの運行ルートについての考え方から御説明させていただきます。

本市では、市民の皆様のための持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通整備に係る基本方針及びその具体的計画として、大竹市地域公共交通総合連携計画を平成21年3月に策定いたしました。この総合連携計画の作成に関する協議や実施に係る連絡調整を行う機関として、また道路運送法の規定に基づき住民生活に必要なバスなどの輸送手段の確保や、旅客の利便性を増進し地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する機関として、平成20年3月に大竹市地域公共交通活性化協議会を設置いたしました。現在、運行しておりますこいこいバスや4つの支線交通につきましては、この活性化協議会で協議しながら運営しております。

また、こいこいバスの運行ルートやバス停の位置、運行ダイヤ、運賃などを市民の皆様と一緒に考えることで持続可能な公共交通を実現することができると考え、活性化協議会の下部組織として、老人クラブ連合会や自治会連合会女性部会から推薦された委員4名、公募委員9名の計13名が構成する幹線交通検討分科会を平成21年5月に設置いたしました。こいこいバスの運行ルートは、この分科会が主体となって検討することとしており、ルートを変更する場合は、分科会で協議し決定する必要があるとございます。御提案の小方学園を經由する運行ルートへの変更でございますが、総合連携計画におきましてはJ R大竹駅と玖波駅間を公共施設や生活関連施設を經由しながら結ぶ幹線交通と、住宅地、拠点施設及び幹線交通とを結ぶ支線交通を区別して導入することをコンセプトとしており、幹線交通であるこいこいバスにつきましては、J R大竹駅と玖波駅の間を公共施設や生活関連施設を經由しながら短時間で結ぶことができますよう、運行時間30分以内を目安に運行ルートを決定いたしました。これは多くの市民の皆様に乗っていただくために、利便性、効率性を考慮し、ルート周辺の住宅団地を經由せず利用者の寄り道感覚を最小限に抑えたルートとして設定したものでございます。しかしながら、小方学園はこいこいバスの運行ルート決定後に新たに整備された公共施設であることから、現在、分科会において運行ルートの変更について検討するための準備を進めているところでございます。したがって、分科会での協議、決定を経て、上部組織である活性化協議会に議題として提案し承認されれば、運行ルートの変更が可能となります。

次に、3点目の小学校入学予定児に係る福祉と教育の連携に関する御質問にお答えいたします。

まず、サポートファイルについて御説明させていただきます。サポートファイルは、障害のある人が乳幼児期・学齢期・青年期・成人期と成長していく過程で、福祉・医療・教育などさまざまな分野の機関や専門家などの支援を受けるときに、また関係機関による一貫した支援を行う上で、本人に関する詳細かつ正確な情報を保護者から支援者などに伝えてもらうために、生育歴や支援の方法につきまして、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートのこととございます。

サポートファイルの利用対象となるのは、知的障害、精神障害及び発達障害のある18歳未満の児童でございます。これらの対象者に対し、障害者手帳取得の手续や障害福祉サービスの利用申請時などの機会に、希望する保護者に対し配付しております。サポートファイルの管理は保護者が行い、関係機関から支援を受ける際などにおけるサポートファイル

に記載された個人情報の提供については保護者の判断により行われます。

次に、保育所と小学校の連携についてお答えいたします。

児童の健康や安全の確保、発達の保障などの観点から、保育所と小学校が相互に連携し、子供の生活や発達を連続して捉え、両者が共通認識を持つことが重要と考えております。保育所から小学校に対する新1年生に関する情報提供につきましては、保育所児童保育要録を作成し、就学先の小学校に送付しております。

また、各学校においては保・幼・小連絡会が開催され、小学校のクラス編成の前に小学校の教職員が保育所を訪問し、年長時のクラスの参観並びのクラス担任との懇談及び情報交換を行うとともに、小学校入学後には保育所在籍時の年長クラスの担任保育士も1年生の授業を参観し、担任の教員と懇談を行っております。引き続き、小学校との積極的な連携に努めてまいりたいと思います。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校給食に関する御質問についてです。

給食センターがスタートしまして早5カ月が経過いたしました。給食が始まった当初、子供たちは配膳などふなれな点もあったようですが、徐々になれ準備にも時間がかからなくなってきました。さて、「委託炊飯の場合、炊き込み御飯ができないのではないかと」の御質問ですが、変わり御飯という子供たちにも人気のあるメニューがございます。これは、白御飯に具をまぜるいわゆるまぜ御飯として提供しているものです。昨年度まで自校炊飯していた大竹小学校におきましても、現在の方式と同様に御飯を具を別々に炊いて調理員がまぜ合わせ、各学級へ配食していました。今年度からは、このまぜ合わせる作業を子供たちみずからが教室で行い配膳をしております。このように御飯と具を上手にまぜ合わせるといふ体験も食育の一つではないかなと考えております。

次に、炊飯設備を持たず委託炊飯にした理由でございますが、事業規模の適正化や学校給食業務の運営の効率化などを検討する中で、設備の維持管理費や人件費などの経費削減を図ることを考慮した結果、委託炊飯にしたものでございます。

また、委託炊飯によりメニューが制限され食育に影響するのではとの御心配につきましては、変わり御飯の例もありますように、委託炊飯であることによってメニューが大きく制限されることはないと考えております。今後も、栄養教諭を中心として地場産物の活用を図りながら、子供たちが喜ぶメニューの開発に努め、食育の充実を図ってまいります。なお、給食センター新築の場合は、国からの補助はありますが、委託炊飯の場合の補助金はございません。

続きまして、3点目の小学校入学予定児に係る福祉と教育の連携について、教育委員会及び学校での取り組みについてお答えをいたします。

初めに、新入学予定の子供の実態把握の取り組みについてお答えします。教育委員会で

は例年6月に、発達面で気になる新入学予定の子供について教育相談を実施しております。相談のあった子供については、在籍する保育所などを訪問し、活動状況の参観やヒアリングなどを通して実態把握に努めております。また、訪問の際は、相談のあった子供以外の気になる子供につきましても情報提供していただいております。これらの相談や訪問内容についての記録を作成し、7月ごろに開催される就学指導委員会に諮るとともに、入学予定の小学校に情報を提供しているところでございます。

また、小学校においても、就学指導委員会における審議や指導を受けて該当する保育所などに出向き、子供の様子を見たり話を聞いたりするなどして実態把握に努めております。さらに子供の就学先について悩んでいる保護者に対しましては、学校見学や面談の機会を通して不安の解消を図るとともに、個別の状況についても把握するようにしております。これらの情報をまとめ、年末に開催される就学指導委員会に諮り、適正な就学指導に努めるとともに、就学先決定後も気になる子についてはさまざまな機会を捉えて情報収集に努めております。

次に、保育所と小学校の連携につきましましては、先ほどの市長の答弁にありましたように積極的な連携が図られております。内容は重複いたしますが、教育委員会及び学校側の取り組みとしてお答えをいたします。

保・幼・小連絡会は、授業参観や懇談会での交流を通して保育所や幼稚園などとの連携を深め、今後の学校教育活動に役立てることを目的に開催されるものであり、一人一人の健やかな育ちという観点からも、また保育所や幼稚園と小学校との円滑な接続という観点からも重要な会と捉えております。小学校入学前の子供につきましましては、例年1月から2月にかけて、小学校のクラス編成の前に小学校の教職員が保育所などを訪問し、入学予定の全ての子供についての生活状況、学習状況、健康状態、家庭状況などのより詳細な情報を得ております。加えて、年度末に保育所から提供される保育所児童保育要録、幼稚園から提供される幼稚園幼児指導要録なども参考にしながら、新年度からの指導に生かしております。

また、小学校入学後の子供の活動状況については、6月に保育所などの先生に授業参観していただき、成長の様子などについて担任の教職員と意見交換を行っております。そのほか、学校行事や日常での交流を通して連携を深めているところでございます。

しかしながら、このように実態把握に努めていても、入学後の新しい環境にうまく適応できないというケースも生じております。教育委員会といたしましても、全ての学級で落ちつきのある授業が展開され一人一人の子供が意欲的に学習に取り組めるよう、学級支援員の配置など学校と十分に連携して適切な対応ができるよう今後も努めてまいります。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

最初のこいこいバスの件ですが、実現できそうだなという気がいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

2番目の給食の話ですけども、実を言うとヒアリングのときに、大竹小学校の給食の設

備は、今の新しい炊飯のやり方と当然規模は違いますが同じですよと聞きました。ということは、まぜずに食べようとされた校長先生は去年まではまぜてもらってたんですね、要するに。調理員さんに。それを知らずに食べたから辛かったということですね、原因は。はい、ありがとうございます。なかなか難しいと思いますが、給食については今の時代は必要だと思いますし、センター方式も合理的にやるんだったら必要かなと思います。

ただ、これは私の単なる意見ですが、食育って、一生懸命言われるんですけども、やっぱり皆さんが同じ御飯を食べるというのは、食育という場合には限界があるかなという気がしますが。まあいろんな意味で教育にも、それからある種、福祉政策だと思います給食は。忙しいお母さんが朝、御飯をつくるのは大変なわけですから。だからそういう意味で福祉政策として考えた場合に一定の大きな意味があると思っております。ありがとうございます。

最後の3番目の質問ですけども、要するに小学校という、中学校もそうですが、義務教育というのはこの社会において物すごく大きな大事な役割を果たしていますよね。たちまちその子たちがどっちを向いてもあした困ることはありません。でも、大きな目で見たら、日本という国家を支える一番の基本です。その子たちが将来大きくなって社会の中核になるわけですから。そういう意味では物すごく大きいんです。だからそういう意味で小学校、中学校がきちんと機能するように、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが。そういう中において、小学校に入る段階での情報収集はもちろん大事です。情報収集をちゃんとして、それにきちんと対応するということが大事です。

十

もう一つはその前の段階。きょうのこの文章の中では言っていないかもしれませんが、確かに今までと同じことをやっていると結果にならないといえますか、今いろいろな子供たちがふえているんだろうな。片方ではふえているという話もあれば文科省の数字はほとんど変わってないということもあったり、本当にこの世界は把握しづらいんですけども、ああいう現場を目の当たりにしてしまうと、やはりこれは相当違うよねっていう気がします。そういう意味で、これもNHKの番組に以前あったんですけども、日本が1歳半検診を初めてやったというんですか。それによって物事が随分見えてきたというのがあるらしいんですけども。やはり、人間「おぎゃあ」と生まれて、DNAは親からもらうんでしょうけども、後の環境は「おぎゃあ」と生まれてから小学校入学する6年かその後、その6年間ぐらいの間に人間のかんりの部分ができて上がるんです。その環境というのはもちろん千差万別ですけども、そこが肥料をやって水をやっておけば育つというもんじゃないと思います。それがこの長年の間に家庭環境なり社会環境が大きく変化して今のこういう問題が起こっているんだろうと思いますけども、それが学校教育にボディーブローのように悪影響を与えていけば、それは将来の日本の絵を描くときに相当な思い違いが起こるんじゃないかという気すらいたします。

大竹市においては、大竹市内の子供さんたちを見るだけなんですけども、例えばさっきの福祉と小学校の連携ですけども、連携といっても小学校の場合はよく調べればいいわけですね。調べるといえますか保育所なり幼稚園なりそのほかの福祉なりから情報をちゃんともらえばいい。さっきの教育長の話の中に「7月に」というのがありましてよく理解

できなかったんですが、7月の段階で就学指導委員会のほうで何かをして、それをさらに年末ごろにどこかに上げてというお話でしたよね。だからその時点で把握できていればということですけども、幼・保の現場を見に来られるのはそれより後ですから、幼稚園・保育所の現場を小学校の先生方が見に来られるのは7月じゃなくてもっと後ですよ。さっきの要録の話がありましたけど、要録はそれこそ最後の最後ですから、3月の終わりですから。3月の終わりにもらっても対応というのはなかなか難しいですよ。だから多分あれはかなり形式的な要素が強いんだろうと思いますが。建前も本音もいろいろ両方ありますけど、現実問題としてどこまで把握しているのかなというのがありまして、100%はいきませんから例外はあると思います。人間ですから落ちはどうしてもあるとは思いますが、正直、学校というのが、個人情報もありますし教育委員会でもそうですし、いろいろな意味があつてなかなか外部からうかがい知れない部分があるんです。子供たちも小学校の1年生、2年生だったらそれほど、家に帰って伝えるといってもそう高度な伝達はしませんから。そうすると、「まあいいかね」って済んでしまうケースもあるんじゃないかという気がいたします。それこそああいう子がいますよね。ああいう子って言うときますけども。小学校では名簿を出さないんです。極端に言えば、どこの誰かわからない状況に置いているわけです。あの県教委の個人情報の指針が何かあるかどうか、ああいうのがありましたけど。クラスにおいて、うちのクラスに何とかちゃんと何とかちゃんがいて、どこに住んでいるかという情報は今も出していません。これだけ運命共同体の30人ぐらいの人間関係ですけども。たった30人の人間関係において、どこの誰かもわからない。そういう状況において、「きょうね、何とかちゃんがどうしたんよ」って、「何とかちゃんって誰なの」って、「何とかちゃん以上わからん」。名簿があれば何とかちゃんといえば見て、ああ、あそこの子供さんかなと、他の保護者も理解できます。とにかく今、学校現場でそういう一昔前に比べれば不自然な状況が起こっていて、それが結局は子供たちにしわ寄せが行っている気がするんです。やっぱりあの状況を見たときに、たまたま偶然1回起こったことであつて、これからは起こらないだろうなという気はしないんです。

例の特別支援学級、特別支援学級に行くか行かないかというのは誰が決めるんですか。指導委員会が決めるんですか。校長先生が決めるんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 特別支援学級についてですけども、これは就学指導委員会が保護者等の意見を丁寧に聞いて意見を尊重して、そしてさまざまな関係機関との連携を図る中で決定をしていきます。教育委員会と学校とがしっかりと連携をして決定していくというふうに考えていただいて結構だと思います。以上です。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） まあ難しいんでしょうけど。

私が県教委に聞いたときに、「学級編成権は大竹市教委です」と言われました。この時期では予算措置的なことはもうできませんから、何か追加予算が必要な場合は大竹市が責任ですけども県は出しませんと、ただクラス編成については大竹市の責任でできますとい

うお話でしたけども。結局、ちょっと問題がある子がいて、その子が例えば特別支援学級の子であれば、その特別支援学級というクラスと通常の何年何組というクラスと状況によって行ったり来たりできるんですけども、そうじゃなかった場合に、その子を通常学級からちょっとクールダウンと言ってもいいと思いますけども、ちょっと違う環境で落ちついてもらうためにどこか行こうというときに、行く部屋がないんでしょう。特別支援教室に行けばそこにはその教室の担任の先生もいますし、それなりの受け入れ体制ができていますけども、それこそ自分が属しているクラスから出ていった場合には、それこそ外へ行くんですよ。もちろん担任の先生も1人ですから。あのケースでは補助員の方はいましたよ。いましたけど、でも補助員の方というのはやっぱり補助ですから、どこまで権限とかあれがあるのかは私はわかりませんが、やはり一番素朴な部分で体制をちゃんと築いておかないと、あとできませんよね。私はあのときに、担任の先生のヒステリックな子供に対する言動がすごく頭から離れないんですけども。あの先生を批判する気は全くありません。ああいうクラスを任されて、そこで自分が担任としていろいろなことを発言したり授業を行っているときに、その言葉が伝わらない子供がいたときに、「できるわけないじゃん」って思うんです。そういう環境をつくるのは校長先生の役割でもあるでしょうけども、県教委も市教委も関係してるとは思うんですが、何か役所のほうでは現場が見えてないんじゃないかなという気がします。飛んでいって手続なんかはさておいて、やっぱりきちんとした現場対応ができないといけないと思います。現場対応、手続なしでやったから批判されたと言っても、そんなものは甘んじて受けてほしい。「何が悪い」と言い返してほしいと思うんです。そのぐらいのパワーを持たないいろいろな状況がありますから、そこで手続を踏んでと言え、もう全部物事は済んでしまいますし、物事はさらに悪化しますよね。

その学校について、特別支援学級はちゃんと3パターン、情緒障害とか何かありましたよね。それはもう事前に用意されているみたいでしたから、後はその子がそこに属するか否かということを決めればいいんだと思いますけども。この9月になって何か変化はありますか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） クラス内で起こる問題については、なかなか担任だけで対応できない場合は、学級支援員を配置して個別な対応を行っております。それでもなかなか難しい状況というのは御指摘のとおりでございますので、そういう場合は、生徒指導主事また管理職などがクラスに入って、問題行動を起こしている児童への指導また周囲への指導を行っています。

やはり個別の対応や全体指導を行っていても問題行動が繰り返される場合、この場合は保護者やスクールカウンセラー、こども相談室、また専門医とも連携をして、特別室での個別の指導とか、また通級学級や特別支援学級への措置も考えていかないといけないというふうに思っております。

先ほどの議員さんの9月の状況でございますけども、校長のほうから聞いておりますのは、比較的落ちついて新学期を迎えていると、落ちつきのある授業が展開されているとい

うふうに聞いております。我々も、とにかく頻繁に訪問指導を行い、学校また子供の状況をしっかり把握をして対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） ありがとうございます。質問をそろそろやめたいと思いますが、何はともあれ、東京オリンピックの招致に成功しましたよね。あれなんか本当、ある目的を掲げて立場の違う人間が、でも目標がきちんと一つに収れんしているからできたことだと言われてますが、まさにそうだと思うんです。

教育といっても別に教育委員会だけがするものでもないでしょうし、当然、財政的なものあればほかのこともありますね。いろいろなことがあるわけですが、でも学校教育って大事よねと。そのところが皆さんがそういうことについて全く共通の認識を持っていたら変わると思うんです、もっと。先生方はもっとやりやすくなるでしょうし、やっぱり現場の声も聞いてみたいと思いますし、もちろん当事者、子供さんも当事者ですし保護者も当事者ですね。そういうあたりに共通の認識をちゃんと持つ。どうも学校現場って、余り今ごろ高齢化社会のせいかも知れませんが、何か子供の数も少ないですし、学校というものの威力が昔ほどはないような気がしますけども。ぜひ、小・中学校がちゃんとしなかつたら社会は存立し得ませんから。ぜひ教育長には、教育委員会の皆さん全員ですけども、その辺は強く意識を持ってやっていただきたいと思います。質問を終わります、ありがとうございます。

○議長（寺岡公章） 続いて14番、田中実穂議員。

〔14番 田中実穂議員 登壇〕

○14番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。2020年夏季オリンピック、パラリンピックの東京開催が決定をいたしました。7日深夜、日本の招致委員会の最後のプレゼンテーションを見て、私はすばらしいと思いました。ここ数日前から汚染水漏えい事故が盛んに報じられ心配をしておりましたが、決選投票ではイスタンブールを大差で下して見事に開催都市に選ばれました。8日の朝、テレビのスイッチを入れると、安倍総理、竹田招致委員長を初めプレゼンテーションに立った方々の歓喜の姿が映し出され、「よかった本当におめでとう」と思わず声が出ました。7年後、世界のアスリートが集うオリンピック、大成功の大会になることと各種目での出場を目指して懸命に頑張る青少年少女の選手たちの大いなる成長に期待をしたいと思います。

さて、私は今回の質問、通告した2件でございしますが、高齢化が急ピッチで進む中、今から問題意識を持って考えておかななくてはならないとの思いで質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

まず、申請書の簡素化について伺います。各種障害者手帳の申請や老健福祉施設への入所申請、年金受給の申請など、その種類は数え切れないほどあります。またその申請書提出のための証明書には、さかのぼっての調査や医師の意見書や診断書、そして関係する人の謄本や住民票など多くを必要といたします。とても高齢の方が理解をでき必要書類に記入し整えることは非常に困難と思われます。無念の思いで断念された方もおられるのでは

ないかと推測いたします。

私は、一昨年墓地の改葬許可申請の手続について相談を受け、御一緒させていただきました。職員の方が懇切丁寧に説明をし教えてくださるのですが、実に面倒なものでした。結婚して家を出てもう40年も50年も経過していれば、墓地の管理者は誰なのかどこなのか、埋葬や納骨の証明書の証明など非常に難しいものです。納骨されている方との続柄確認のための戸籍謄本も必要なため、岩国市役所にも足を運びました。本庁と環境整備課にも何度か足を運んだこともあります。そのようなことから、私はできるだけこういった申請書の簡素化に、ぜひともより簡単なそして職員の方々の手助けを必要とするのではないかといいことでお願いをしたいと思います。

また、この夏には、娘さんから母親の障害年金の申請をしたいとの相談を受け、これも御一緒させていただきました。こちらは、あれこれと出される必要書類をただでその難しさが想像できました。初診受診状況等の証明書、初診から現在までの経過を期間をあけずに状態を示す病歴状況申立書、その病歴ごとの医師の診断書等々、時間がたてばたつほど難しくなってきます。現在、半身不随となられたその方の初診はというと、見るものが全て昔の写真のようにセピア色に見えるというので行きつけの医院で診てもらったそうですがわからなかった。次に眼科で治療を受けるも、やはりよくならない。その後、3年を経過して再度、違う眼科で診断を受けたのですが、やはりわからない。目ではないのではないかといいことで、脳のCT検査を勧められて検査したところ脳に腫瘍が見つかったのです。そして昨年の12月手術を受けられましたが、難しい場所では取り切れなかったようであります。医師からは「完治することはない」と言われたとのことでした。

十

今回、申請するに当たり、最初にかかった医院では、「カルテに書いてないから証明できない」と言われたそうです。家族が状況説明を書いても「医学的根拠がない」と言われたといいます。「手術後、今の状態になったので、それから1年6カ月たたないと承認は難しい」と言われ、申請書提出を来年6月まで待っているとのことであります。残念で仕方ありません。

ただ、今回「最初に医者にかかったときが認められれば申請書が出せるから」と市の職員の方が一生懸命、年金事務所に連絡をして状況を説明してくださいました。私も聞いていて本当にありがたいと思いました。娘さんも、「いい職員さんね」と感心しておられたことを申し添えておきます。

申請書また証明書の簡素化については、当然、すぐにどうこうなるものではありません。法律で結ばれているからであります。ただ今後、高齢化が進む中、証明書や申請書の発行はさらに多くなることが予想されます。必要な書類の説明をしてお渡しするだけでなく、申請に来られた方から状況をしっかり聴き取り、鉛筆でいいですから職員のほうで記入できるところは記入してあげるなど、少しでも本人の負担を軽減させてあげるような配慮をぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、選挙制度についてお伺いいたします。

私は、役目がらここ数年、国政選挙の開票立会人を務めさせていただいております。最近では、立会人同士お互いに顔見知りになり気軽に話ができるようになりました。そんな

中で、投票率の低下が話題になります。これからますます高齢化が進む中、どう投票率アップに取り組んでいくのか、どうすればいいのか、対策は等々。政治離れが進みなかなか難しい問題ですが、過去身近で最も投票率の高い地元の市議選の投票率を見てみました。私が初めて立候補した平成3年から前回平成23年までを見ても、平成3年が84.45%、7年82.35%、11年78.98%、15年73.87%、19年70.79%、そして前回23年が66.56%と毎回2%から多くは5%減っております。国政選挙においては、政権交代を叫んだ21年8月の衆院選の74.25%は別としておおむね60%前後であります。そこでまず、この投票率の低下をどう分析されているのか伺いをいたします。

昨年(2019年)の12月に行われた衆議院議員選挙から白石1丁目の方は全員、大竹会館で投票できるようになりました。それまでは本町保育所に投票に行かれておりました。交通量の多くなった小学校前の道路を横断せずに距離も近くなって喜ばれております。混雑するかなと私も投票日当日行ってみましたが、それほどでもなく何より自動車の駐車が楽になったと大変喜ばれています。投票所や区域割りの見直しが必要ではないかと思えます。より近くで投票ができるほうがよいに決まっています。

本市では現在、18の投票所で投票が行われています。先ほど述べたように白石1丁目の区域割りの変更を行いました。これから油見と立戸の境界線あたりの地域割りの見直しも必要かと思えます。このことは以前から問題提起しているところではありますが、その他の地域の区割りの見直しなど検討されているのでしょうか。

また、さきの参院選から若者に関心を持ってもらおうとネット選挙の解禁も行われました。家にいて投票できると勘違いをされた方も多いようですが、近い将来そういう時代が来るかもわかりません。また期日前投票は全国的に浸透してきたのではと思われます。中でも本市では、入場券の裏に期日前投票の宣誓書を印刷して、より簡単に投票できるようになっています。他の自治体ではそこまでいってないところが多いようです。ただ、この期日前投票ができる場所は市役所本庁のみとなっております。これをふやすお考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。2点目の「選挙制度の改正を」につきましては、後ほど選挙管理委員会事務局長からお答えいたします。

まず、1点目の「申請書提出の簡素化に向けて」でございます。市民の皆様だけでなく職員にとっても合理的であり効率化であることは重要な視点であろうと思えます。日ごろから市民の皆様が難しく感じられていることを一緒になって手続などをしてくださっているとところから、実際に感じられ経験されたことを御指摘、御質問いただきました。大切にしていまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

市では、市民の皆様から日々、さまざまな申請を受けておりますが、田中議員御指摘のように、中には申請の際に多くの書類の提出をお願いするものもございます。これは、本人の意思の確認や状態を証明するための書類として必要なものではあります。日ごろか

ら書類を書いたり申請をしたりする機会の少ない方にとりましては、年齢にかかわらず何かと煩雑に感じられるというのは理解できるところでございます。窓口での対応に当たっては、その書類がどのような理由で必要になるのか、どこへ行けば手に入れることができるのか、また必要書類が提出できない場合には代替できるものを紹介するなど丁寧に説明することを心がけているところでございます。書類審査に当たり、この書類はなくても申請はできるのではないかとという視点で考えますと、国が制度を設ける場合に、所得や居住などの情報については、例えば市県民税課税台帳や住民基本台帳に基づき処理することができるよう法令で定めてあれば、申請の際の同意や提出書類が不要になるものもあるのではないかと思います。

現在、全庁を挙げて事務の総点検に取り組んでいるところで、申請事務についても順次マニュアル化しているところでございます。その際には、現在の事務手続を一から整理していくこととなりますので、法令等の根拠も確認しながら、例えば申請書の様式などをもっとわかりやすいものにできないかという視点で見直すなど工夫をしてみたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 米中和成 登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（米中和成） おはようございます。それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

大きく2つの質問をいただきましたが、1点目の投票率の低下について市としてどのように分析しておるのか、及び2点目の投票所や区域割りの見直し等について、まとめてお答えをさせていただきます。

投票率の低下は、全国的にも問題となっており、ことしの7月21日に執行されました第23回参議院議員通常選挙における投票率は選挙区の全国平均が52.61%で、過去3番目に低い結果となりました。

大竹市でも同様に55.91%と低調ではありましたが、広島県全体の平均投票率49.99%を大きく上回り、県内市では庄原市、三次市に次いで3番目に高い投票率となっております。また投票区別投票率では、山間部や離島では高く市街地は低い傾向にあります。投票率低下の原因を明確にすることは非常に困難ではありますが、国民の社会や政治への関心や政治に対する期待の低下に伴って政治参加への意識が低下する中で、選挙における投票率も低下しているという一般論が本市にも当てはまるとも考えられます。しかしながら、国民全体の政治参加に対する意識が低下していることを理由にして手をこまねいていては、投票という重要な政治参加の機会を放棄する方々の増加に歯どめはかけられません。

田中議員の2点目の御質問にありましたように、実情に即して投票所や投票区の区割りを見直すことも必要ですし、投票所の設備や投票方法の工夫などより投票しやすい環境整備が重要であるというふうに考えております。そこで、選挙執行後には投票事務従事者から投票所における問題点や、選挙人からいただいた声などを聴き取り、可能なものから改善に向けた検討をしているところでございます。

また、投票機会の周知・広報も重要でございます。選挙ごとに広報車による啓発や街頭啓発活動のほか、広報紙やホームページを通じて単に投票を呼びかけるだけではなく、近年徐々に利用が増加しつつある期日前投票のほか、遠隔地や指定病院施設での不在者投票、一定の要件に該当する障害を持つ方を対象とした郵便による不在者投票についても周知を図っているところでございます。今後もわかりやすい説明に努めてまいりたいと思います。

なお、郵便投票制度につきましては、家族の方などが相談に来られた際にお渡しできるようリーフレットを福祉課窓口にも配置しております。

公職選挙法による規制の範囲内にはなりますが、投票に行きたくても行けない事情がある方々のために、投票のための制度等を周知することにより、できるだけ多くの方に投票していただきたいというふうに考えております。

若年層の投票率向上のための方策としましては、3の倍数月に行われます選挙人名簿への定時登録時における20歳到達による登録者を対象にした啓発はがきの送付、毎年1月に実施される成人のつどいにおける啓発リーフレットの配布のほか、未来の有権者に向けた啓発として平成20年度以降、市内中学校の生徒会選挙などの機会を利用して、選挙の重要性を成人前から認識してもらうことを目的とした出前講座を適宜開催しております。

なお、御承知のように、さきの参議院議員通常選挙から成年被後見人の選挙権が回復されたほか、インターネットを利用した選挙運動が解禁されました。選挙制度の改正についても、広報紙やホームページのほか回覧やチラシの各戸配布等により、市民の皆様に十分周知し積極的な政治参加、投票への契機となるように努めてまいりたいと思います。

最後に、期日前投票所をふやすことができないかという御質問がございました。期日前投票所は、選挙告示日の翌日から投票日前日までの毎日午前8時30分から午後8時まで本庁に設置することが義務づけられており、それ以外の施設にも必要に応じて期日前投票所を設置することができます。本庁以外に設置する場合、期日前投票所につきましては開設期間及び時間を任意に設定することはできますが、全ての期日前投票所に事務従事者のほか投票管理者と立会人を置く必要がございます。加えて投票に来られた選挙人を照合するために全ての期日前投票所に選挙人名簿の抄本が必須となりますが、同じ人が異なる期日前投票所で重複投票することを防ぐために、新たに電子システムを導入した名簿管理が必要となってまいります。確かに、期日前投票所の設置数をふやすことで期日前投票の投票者数がふえる見込みがございますが、一定の期間、投票立会人や選挙事務従事者の人数を確保するのが非常に難しいこと、また電算システムを導入する経費あるいは例えば栗谷、木野支所に置く場合、電算システム専用回線が必要となるということを考えれば、早急に今すぐに期日前投票所をふやすということはなかなか困難であろうかというふうに思います。ただし、今後の検討課題であるということは十分認識をしております。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） 御答弁ありがとうございます。申請書等につきましては、法に沿って現在のところ粛々に行われているということでありまして、そのことは私も十分承知をしております。そのとおりだと思います。将来を見据えての提案ということでございます。

そして、先ほど市長の答弁にもありましたように毎日のようにそういう仕事に携わっている職員と違って、機会の少ない一般市民にとって申請書を記入するということは大変な負担があるわけであります。そういったことから、ぜひ窓口に来られた方々に対しましては、面倒だけれども私たち職員も一生懸命お手伝いさせていただきますという精神で、申請者の負担を軽減させてあげてほしいと思います。先ほども申しましたように鉛筆書きで、ここの箇所にはこういうふうにということもできるだけ、今もお聞きしたらされているというふうにも聞いておりますが、さらにさらに職員一人一人がそういう精神で接していただきたいということをお願いをしておきます。

関連して1点お聞きしたいんですけども、現在、住基カードがあります。この活用についてなんですけども、私も実はカードをつくっております。ただその活用なんですけど、年に1度確定申告のときだけなんです。これはe-Taxで家にいて確定申告ができるということなんですけど、この住基カードをもっともっと活用できるんじゃないかと。当時、住基カードができたときは、そういうふうに私も聞いておりました。健康保険とかあるいは自分の生まれてからずっと記録をそのカードに打ち込んでおけば、必要なときにはそれをすぐ市役所に行って発行できるというふうに思っていたんですけど、どっこいそうではなかった。そういうシステムがもしできれば、この住基カードを機械を通して、そして住民票が1通とか戸籍謄本が1通とかいうふうにタッチパネル方式で自分で操作してそういうものが発行できるというようなことがもしできれば、職員のそういう手間とかあるいは煩わしさも省けるのではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうなのでしょう

十

か。それと、もう一つ気になっているのは、印鑑証明書の発行なんですけど、現在多くの方が印鑑登録をされていると思います。この登録証明をとるためには、この証明書を市役所の市民課へ持っていくんです。そしてその上で申請書に書くわけですね。書かなきゃいけないんですよ。証明書を持っていくだけで発行してくれませんよね。そして、その上に本人であることを確認するために保険証なり免許証を提示しなきゃいけない。こういうふうに今はなっていると思うんですが、防犯のためとはいいいながらそこまでチェックをされているのではないかと思うんですが。聞けば、隣の廿日市市では、そういうタッチパネル方式で住民票とか幾らかの証明書が発行できるように聞いていますが、その辺のところは御存じなんでしょうか。

この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（寺岡公章） 市民税務課長。

○市民税務課長（北林繁喜） ただいまの住基カードの活用並びに証明書の自動交付機の件だと思うんですが、印鑑証明の件ですね、お答えさせていただきます。

住基カードの基本的な使途といたしましては、住民票の写しの広域交付、転出転入手続、公的個人認証サービスを利用した行政手続、これは税申告とか県施設の予約等において、また公的な身分証明書として利用することができます。

しかしながら、現在大竹市におきましては、その他の独自の多目的のサービスは実施しておりません。住基カード拡充のためにはシステムの追加構築費用や証明書自動交付機等

の設置費用が必要になります。加えて今後、導入が予定されております社会保障税番号制度、これはマイナンバー制度というやつですが、平成28年1月利用開始でございまして、その動向がまだ実際にどのようなものになるか私どもの手元に指針等が届いておりません。そういったことで、それらの動向とか他の自治体の利用状況、費用対効果などを注視しながら検討していく必要があろうかと思えます。

それから、証明書の自動交付機ですが、これは以前、大竹市においても設置の検討を行ったところでございます。平成19年、20年ごろでございますが、設置費用が莫大にかかることとそれから夜間、休日、大竹会館における木曜日と土曜日を除くんですが、交付窓口の開設を実施している等の理由から、現在は設置に至っておりません。これも設置するかどうかにつきましては、窓口の混雑状況や支所機能の見直し、また先ほどのマイナンバー制度の導入に合わせる改造とかそういう動向を注視しながら考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） 申請書、証明書また住基カード、印鑑証明書等について、いろいろと説明をいただきました。ありがとうございました。

導入するとすれば、莫大な費用を要するということで、また国のほうでもマイナンバー制度のことがいろいろと検討されているということで、そういったことを注視しながら次の段階へということになろうかと思えます。ありがとうございました。

それでは、選挙制度について何点かお伺いをしたいと思います。

期日前投票についてですが、沿岸部は本庁があるからいいと思えます。先ほど申し上げましたのは答弁にあったように栗谷なんですよ。栗谷も谷和とか広原とか谷尻とかちっちゃい範囲で選挙当日、投票所が設けられますが、後原から小栗林、大栗林、投票所まで3キロを超えるようなところもあるわけですが、そこにもし期日前投票所が開設していただけるものであればということでお尋ねをいたしました。いろいろと人間的なこととかあるようですが、ぜひこのことは前向きにひとつ検討してもらいたいと思うんです。先ほど申しましたようにこれから高齢化がどんどん進んでいく、選挙投票日当日が天候によっても大きく変わってくるし、そういうことであれば期日前投票の投票所があれば、やっぱり選挙期間中に行っておこうかということになろうかと思えますし、近くの投票所が当日ないということになればそういうことも十分考えられておりますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、そのときの時間とかいうのは、それぞれ自治体で検討できるということなので、何も8時半から8時まで開設しておくこともないと、8時半から5時でもいいです。支所の営業時間に合わせて結構です。人間的なものが大きいと思えますが、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、郵便投票について一つだけお尋ねをいたします。いわゆる在宅投票制度なんですけれども、身体の不自由な方への郵便による在宅投票のことですけれども、本市では現在この郵便投票、何人登録されていますか。というのが、この郵便投票、非常に厳しくくりになっているんですよ。動かすと生命に危険を及ぼすようなそういう方でないと、

私の理解ではですよ。ただ単に足が悪いとかどうのこうのじゃなしに。普通の在宅で寝たきりになっている方だってだめなんですから、今の制度では。だからここをやっぱり緩和していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが。どうですか、現場で携わっている方、見解をぜひお聞きしたいと思います。

○議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（米中和成） 期日前投票につきましては、先ほども申し上げたとおり検討課題ということは十分認識しておりますので、御理解賜りたいと思います。

郵便投票につきましては、法律では「身体障害者福祉法に規定する身体障害者または戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者、または介護保険法に規定する要介護者のうち法令で定められた者」ということになります。具体的に言えば、身体障害者の関係で言えば両下肢とか体幹とか移動機能あるいは心臓、腎臓機能が1級あるいは2級とか。心臓とかでしたら3級とかもあるんですが。あと要介護状態の方でしたら、認定要介護5の方が対象となります。身体障害者手帳があれば、要介護認定を受けられた方的人数だけで見れば、大体、身体障害者手帳であれば361名あるいは要介護の認定を受けた方は163名という方がいらっしゃるんですが、実際に郵便投票の証明書の交付を受けた方は現在のところ11名というふうになっております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） 最後の質問にしますけども、今、選挙管理委員会事務局長が言われたように、非常に郵便投票、在宅での投票の許可が非常に申請が難しいということです。

私も今回、何人かの方に聞きましたけども、酸素ボンベを必要とされる方で市営住宅に住んでおられて投票へ行きたいけども、この暑さだと。途中で何かあって皆に迷惑かけちゃいけないから今回は、というような方もいらっしゃる。何よりも、この制度の中に今、事務局長が言われたように、文章にはそういうふうに書いてあるんですけども、実際に申請したら通らないんですよ。寝たきり老人もだめなんですから。それでもだめなんですから。だから障害者手帳下肢の1級とか2級とか言われるけど、どういう状態のことを指しているのか。現在11人ということでしたけど、だからいかに難しいかということがおわかりできるんじゃないかと思うんですが。これはまた機会を見て、私もいろいろな方とも話をしながら、一人でも多くの方が選挙に参加できるように頑張っていきたいということをお伝えをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合に暫時休憩いたします。

なお、午後の再開は1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時41分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（上野克己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。

続いて9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 皆さんこんにちは。9番、市民ネットの細川雅子でございます。私、今回は大竹市の空き家対策についてをテーマとして一般質問いたします。最後までよろしくお願いいたします。

近年、人口減少や高齢化の進展などにより空き家が増加しております。総務省の調査によりますと、空き家の戸数は平成15年に全国で659万戸だったのが平成20年には757万戸となるなど、空き家は増加の傾向にあるようです。ちなみにこの平成20年空き家率を見ますと全国では13.1%、中国地方では14.8%と中国地方では高い傾向になっております。

人口減少率が高く高齢化率が高くなるほど空き家率も高い傾向にあるそうです。となると、高齢化の進む本市においても、空き家問題を放置しておくことはできません。管理されていない空き家は、防災面、景観面、衛生面、防犯面などの問題発生が危惧されます。一方、適切に管理された空き家を利活用してまちの活性化につないだり、定住促進の一助を担う事例も報告されています。最近、私のところにも「近所に崩れ落ちそうな廃屋があって危険を感じる」とか、「地域内で空き家がふえていて防犯上心配だ」との声が届く一方で、「大竹市に居住地を求めたいので空き家を探している」といった声も届いております。

県内では、呉市や三次市が空き家の適切な管理についての条例を作成し、課題解決に向けて具体的な動きを始めております。空き家の利活用においては、尾道市が空き家の有効活用をしているように聞いておりますし、江田島市は空き家バンク制度などをつくり定住促進施策を展開しています。

国も市町の動きに触発され、中国地方整備局が主体となり空き家対策についての勉強会を重ね、市町への支援制度をつくっているようです。中国地方整備局の作成した「空き家問題の解消に向けて」というレポートでは、空き家対策について具体的にガイドラインや手引きの紹介などもして、市町が取り組みやすい提案をしています。

本市も、これら県内の動きを参考にすることで空き家対策の取り組みができますし、対策を急ぐ必要性を感じます。以下、3点についてお尋ねいたします。

まず第1に、本市の空き家状況は現在、どのような状況でしょうか。空き家の動向やその把握について市はどのようにお考えでしょうか。

2点目、管理されていない空き家の対策はどのようにお考えでしょうか。

3点目、空き家の定住促進の利活用について、以上3点について課題と方針をお尋ねいたします。

また、民間の空き家だけではなく市が管理すべき空き家も数多くあります。今年度から市営住宅の管理は指定管理者に任せておりますが、平家の市営住宅には空き家となったままの家屋、撤去して更地になった土地などが混在しており、有効利用されているとは思えません。市民に空き家の利活用の必要性を説く前に、市が管理すべき市営住宅の空き家対策も必要です。その点について確認いたしたいと思います。市営住宅の空き家や空き地の

管理についての考え方をお尋ねいたします。

以上、合わせて4点になりましたが、本市の空き家の状況と課題について、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

昨今、少子化を背景に特に地方都市で問題になってきております空き家の問題につきまして、いち早く御指摘、御提案そして御質問いただきました。個人の財産と行政、私権と公権のかかわりという難しい問題だということを理解した上で、しっかりと腰を据えて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

空き家が増加する要因の一つとして、核家族化や高齢者単独世帯の増加に伴い少人数世帯が増加する反面、働く世代の転出などによる人口減少により、管理が行き届かない住宅がふえていることが挙げられます。空き家が増加することにより、議員が御懸念されますような環境面や防犯、防災面などの問題も発生し、空き家対策は今後の重要な課題であると認識しているところでございます。

まず最初に、本市における空き家の状況についてですが、平成20年度に国が実施した住宅土地統計調査の中で、大竹市における住宅総数12,930戸に対する空き家数が1,740戸で約13.5%、そのうち賃貸や別荘に供する空き家を除いた870戸、率にして6.7%がいわゆる居住されていない空き家であるという統計上の数値が出ておりますが、それ以外に市独自の調査などは行っておりません。

次に、管理されていない空き家の対策についてです。今までは個人の財産でもあり行政が踏み込んだ対応がとれないため、なかなか進まない状況ではありましたが、全国的にも空き家の問題が出ていることから、現在、国で空き家対策に関する法案の整備を検討されているところでございます。本市におきましても、国の動向を見ながら、空き家対策の方向性や実施プランなどを検討していきたいと考えています。

次に、空き家の定住促進への活用についてですが、細川議員から御提案いただきました空き家バンク制度は、空き家の有効利用を目的にしたものであるほか、UターンやIターンなどの移住者を呼び込むことで都市住民との交流促進や地域の活性化を図ろうとする制度であり、広島県内においても、山間部や島嶼部を中心に多くの市町で実施されております。

本市においては、平成21年4月に策定した大竹市定住促進アクションプランの策定段階において空き家バンクをアクションプランに掲載し、計画期間である5年間で取り組む事業とするかどうかの検討を行いました。アクションプランの効果を高めるための狙いの一つに、本市の転出の主要因になっている20歳代、30歳代の若者世代や市内立地企業従業員を初めとする就業者に焦点を絞った取り組みを行う方針を決定いたしましたので、市外からの定住を主な目的とする空き家バンクについては、掲載を見送った経緯がございます。

また、空き家バンクを設置している全国の自治体においては、老朽化した空き家の改修費用や入居希望者のニーズの多様化、地域の受け入れ機運の醸成不足、空き家所有者の理

解を得にくいといった問題から、制度が有効に機能していないところも少なからずあるようでございます。

本市の定住促進につきましては、人口減少のスピードを緩やかにするために最も効果の高い取り組みとして、アクションプランに基づく各事業をこれまで実施してまいりました。空き家バンクなど他市町での事例があり、これまで取り組んでいない事業につきましては、本市においてどれほどの定住促進効果が期待できるかどうか、まずは研究を行ってまいりたいと考えています。御提案ありがとうございます。

最後に、市営住宅の空き家や空き地管理についてですが、現在、市内各地区にあります木造平家住宅は老朽化が進み、住まいとして維持していくことが困難なものがふえている状況でございます。このため現在は、全ての木造平家住宅の募集を停止し、現在、入居されている方に対しては他の住宅に移転していただくよう、機会があるごとに求めているところでございます。解体が可能となった空き家につきましては、毎年度予算化の上、除却を進めており、除却後の空き地に関しましては、市営住宅の指定管理者に適正な管理をお願いしているところでございます。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 9番。

○9番（細川雅子） まず、市営住宅に関してでございますが、ことしから指定管理者に任せしているということではございましたが、やはり空き地がとても草が生えていたりとか、個人の所有のものではないかと思われる物が市営住宅の跡地にあったりとか、そういうケースがずっと放置されているということもありますので、担当課のほうでは任せ切りにするのではなくて、やはりしっかりと把握していただきたいなど、把握した上で指定管理者のほうにもしっかりと指導していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

あとは空き家に関して3点ほどお尋ねいたしました。20年度の国の調査に関して御報告いただきましたが、これは国が調査した数字だけ空き家が大竹市の場合、12,930戸中1,740で約13.5%ぐらいということではあったんですけども、その細かな把握は調査はしていないということではありましたが、これについては今後、いろいろと対策を考えていく上では、細かな調査が必要になってくるのではないかと、本当に管理されているのか、所有者は誰なのか、どういうつもりでいらっしゃるのかとかあいつた調査の必要性も出てくると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 総務省の調査、平成20年に調査をされてまして、実は5年に1回調査をされます。ですから今年度、再度調査をされる予定であります。さらに大竹市内の調査を今後どうしていくかにつきましては、具体的に民間の所有者の物件であるということから、今のままでは行政が突っ込んで細かい調査というのはできない状況にありますが、本当に危険な物件がどれくらいあるかということについては早目な対応ができると思いますので、市の職員でパトロール中に見るとか、あるいは例えばですが自治会の方において情報収集をさせていただくとか、そういう危険な物件については当面、早急な

聴き取りなどを行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（上野克己） 9 番。

○9 番（細川雅子） ぜひ、本当に心配しているという声も上がっておりますので、中まで立入調査までしなくても外から見ただけでもわかる家が数多く、私が素人で見ても思います。ぜひ調査していただきたいと思いますが、ということはただいまの管理されていない空き家に対しては、国がこの提案をしていこうと、法制化を考えているということなので、その動向を見ながらといった御回答だったと思いますが、これは国の動向によっては市の動きがかなり変わってくるということですか、それとも国がそれほど積極的でなくても市は独自に今、部長がおっしゃったように調査をしていって対策を立てていこうというふうに考えておられるというふうに受けとめていいのかどうか、お願いします。

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 国の空き家の対策、新法の動向なんですけど、ことしの8月17日付の新聞によりますと、「自民党が空き家対策の特別措置法案を、早ければことしの秋の臨時国会に議員立法で提出する予定」というふうな記事が出ております。この中間報告がまとめられまして、この報告の主なポイントとしましては、やはり空き家問題が全国的に多く深刻化しているということで、国として基本的な方針を示す必要がまずあるということ。

それから、先ほども申しましたが、市町村に立ち入りの調査権を法的に与える。

それから、放置しておけば著しく危険な空き家につきましては、所有者に対して危険な状態の除去それから修繕を命令できる、これに従わなければ代執行を実施する。

それともう一つの大きな問題が空き家を更地化した場合の固定資産税の軽減措置、これを講じる。

最後に、空き家の有効利用について協議会を設置するというようなポイントが挙げられるというふうに出ております。なので、大竹市としまして、一つは問題となっております立ち入りの調査権、それと固定資産税の軽減措置などについて、国のほうの動きを踏まえた上で、それを踏まえれば条例化という次の作業があるわけでございますが、それに向けて検討を進めていけるのかなというふうに考えております。

○副議長（上野克己） 9 番。

○9 番（細川雅子） 国のほうの法律がしっかり整備されるのが一番理想だとは思いますが、困っている実態があるということで、できるだけ前向きに考えていただきたいとは思いますが、条例化する場合であれやはり市長も最初の御答弁でおっしゃいましたが、個人の財産でございます。そこら辺を公共の福祉とのバランスというのはやっぱりしっかりとらなければいけないと思いますので、慎重に検討をお願いしたいと思います。

あと空き家バンクについてでございます。ただいま紹介いただきました自民党が提案しようとしている法案のほうは、どちらかというと管理されていない空き家をどうしようかと、それを撤去するための立入調査権とか撤去後の空き家の固定資産税の軽減策とか、そういった現在、廃屋に近くなりつつあってしかもまだ管理されていない空き家をどうしよ

うかというところに主眼が置かれていると思います。

私は、本市の場合には、やはりまだまだ使える空き家を有効利用しようというところにも力を入れていただきたいと思います。市長がおっしゃるように、今まで市の定住促進施策の中では優良な住宅地を提供する、提供地としては大願寺地区を視野に入れて、若い方に入居していただきたいと、新居を求めていただきたいといった方向に力を入れてくれました。

もう一方、議会のほうからも提案をさせていただきましたが、定住促進策として住宅取得支援のほうを提案させていただきました。執行部のほうも十分、調査なり検討なりしていただいたようでございますが、調査の結果、効果が薄いという結論を出されているようです。ということで、今すぐには住宅取得支援には取り組まないといった結論を出されているというふうに聞いております。であれば、大願寺地区についてはある程度、方向性は見えております。その後の住宅施策をどうするのかといった次のステップに、本市も取り組んでいくべき時期になってきているのではないかと思います。

若い方は、どうしても新しい団地ができればそちらのほうに集中して家を求められるという傾向にあるのではないかと思いますので、このまま放っておくと昔からある住宅地は高齢化とともに空き家がふえていくという状態がふえてしまいます。新しい団地との二極化が進んでしまうという悲しい結果になるのではないかと。やはりしっかりと空き家の有効利用を定住促進施策の中で位置づける必要があると思います。市長も取り組んでいきたいというふうにはおっしゃっておられましたが、ぜひ早目にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

特に、本市の場合は本当に高齢化が30%過ぎたというだけではなく、高齢者の単身世帯も年々ふえていると聞いております。いずれは施設に入居せざるを得ないとか、息子や娘さんの家に同居して住みなれた土地を離れるといった場合もあると思いますので、空き家の増加は避けられないという傾向にあると思います。

これは蛇足になると思いますが、昨年、議会の安心安全対策特別委員会で地域防災についての地域のヒアリングを行いました。そこで地域の方から聞いた言葉は、やはり「高齢化。自主防災、自主防災といってもうちの地区の高齢化を見てくれ」といった言葉が出てまいりました。支援するほうも高齢化が進んでいるといった現実を私どもが突きつけられ、そのときにはっきりと提案できる言葉もなく帰ってまいりました。そのときは地域の中での空き家の問題というのは出てきませんでしたが、恐らく地域の中には何軒か空き家があると思いますし、そこに若い方が住んでいただければ地域の事情というのは変わってくるというふうに思っておりますので、空き家を資源としてぜひ捉えていただいて、本市の課題解決に向けての対策を練っていただきたいと思います。繰り返しになりますが、もし市長、もう一度何かコメントをいただければお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 御指摘、御提案ありがとうございます。今ある空き家をどのようにして有効活用していくかということ、先ほど部長のほうからも申しましたが、公的な権力と私権という中でのやりよう、それから借りていただいた方の権利と貸す側の権利というところ

ころ、そのところの非常に難しい問題が多々ございます。そういうところを逐一研究しながら、実行があるものにしてまいりたいというふうに考えております。御提案ありがとうございます。

○副議長（上野克己） 続いて8番、山崎年一議員。

〔8番 山崎年一議員 登壇〕

○8番（山崎年一） 8番、風の山崎でございます。内閣府は昨日9日でございますが、4月から6月期の国内総生産GDP改定値を物価変動の影響を除いた実質で前期比0.6%増、年率換算で3.8%の増と大幅に上方修正をいたしました。これにより「五輪特需と両輪で、来年4月からの消費税の増税が進む」とマスコミは報じております。

一方、増税による景気の腰折れが心配され、政府の強力なかじ取りがこれから求められるのではないかと考えております。そんな中で私の本日の一般質問は、一昨年12月にエポックワン有限会社とアオイ不動産有限会社に売却されました大願寺地区宅地造成地、現在は小方ヶ丘であります。福祉施設用地としてエポックワン有限会社が所有しております空き地部分についての現状と今後の開発予定について問います。

この土地は、大願寺地区の宅地の売却においてエポックワン有限会社とアオイ不動産有限会社に売却され、事業計画で福祉施設用地としての提案がなされましたが、なかなか思うような進展が認められなかったようでそのまま空き地となっておるものでございます。大願寺地区につきましては宅地建設が進み、団地内に入りますとあちこちで建築工事がなされ、日に日に町並みが変わる新しい町並みが整いつつあり、住宅が整備されることで住民の皆さんの転居がなされ、人口の増加に期待が募るところでございます。

大竹市の人口も、新築住宅の建設の影響でしょうか一定の下げどまりが見られます。一方で全国の市町と同様にわたっての人口の減少傾向は続いています。大竹市全体としては、新築戸数の割に人口増につながっていないことに残念さを感じているところでございます。三井宅跡地のアクラス大竹も1区画を残すのみと伺っています。2区分譲分については年内に工事を完了したいとのことでありますが、大竹市内全域にわたって新築住宅の建築があちこちで見受けられ、消費税増税前の急激な駆け込み需要に驚いているのは私だけではないのではないのでしょうか。

空前の建築ブーム、増税後の景気低迷が長期にわたるのではないかと懸念され、来年4月以降に実施が検討されております政府の住宅減税に注目をしておるところでございます。そのような中で、総務省が8月28日に発表いたしました本年3月末の人口動態調査では、中国地方5県の人口減が急速に進んでいる実態が明らかにされました。65歳以上の高齢者人口は3,000万人を超え、人口に占める高齢化率は24.4%としております。大竹市の高齢化率も本年3月に作成されました第2期大竹市地域福祉計画によりますと、本年1月1日現在29.94%と30%超えは目前であります。全国平均が24.4%でありますから、全国平均を大きく上回っていることで超高齢化社会の真ただ中にあるということを認識したことであります。

また、中国5県では少子化や高齢化に伴う自然減に加えて、転出する方が転入する方を上回る社会減が進んでおり、昨年は増加していた岡山県も減少し、中国5県は軒並み社会

減となっております。昨年からの大竹市の人口の推移を見てみますと、昨年1月から12月までが281人の減少であります。本年は1月から9月までを見てみますとことし4月は107人の増加、7月は24人の増加と新たな変化が見てとれました。近年では見られなかった人口の増加した月が4月と7月、2カ月あったわけですが、新年度や新学期、夏休みに合わせた転入などが見込まれたのではないかと感じています。全体としては9月1日までに64人の人口減少と相変わらず減少は続いております。一時的であれ人口が増加するというこのような現象は、近年では見られなかった状況であります。増税前の建築ラッシュと宅地の供給がうまくかみ合わされて、このような結果を生み出しているのではないかと改めて感じているところであります。市内の至るところで新築住宅の建設が目につく中で、見た感じよりも人口の増加が見えないのは核家族化の影響が大きいのではないかと考えられます。

世帯数の推移を見てみますと、昨年1年間では281人の人口減に対して8世帯が増加しております。ことし1月から9月まで97世帯が増加しております。64人の人口減ですから、人口が減少しながら世帯数が増加する。こういう現象が見てとれます。このことから見ると、市外からの転入もありながら市内在住の家族が分家し、単身高齢者世帯や核家族に拍車がかかっているようであります。このような高齢者にとって厳しい社会の変化の中で、大竹市においては、社会福祉法人創造が後飯谷地区に整備中の小規模地域密着型特別養護老人ホーム紀の川が10月15日にオープンとの予定であります。現在、入居者が申し込み受付中とのことで、順調な開設準備が進むことが望まれております。

また、大竹市の老人施設への待機者が200名を超えたとの報告もなされてきましたように、開設施設への期待は潜在的に大きいものがあると思われれます。今後も、少子高齢化社会の進行は進むことが予想され、2017年には人口は2万6,000人の前半になると予想され、高齢化率は35%になると見込まれております。

このような状況の中で、市民の皆さんが注目し老人福祉施設の建設が期待されております大願寺地区の小方ヶ丘の宅地に隣接しておりますエポックワンの所有地、福祉施設用地であります。売却から早くも2年が経過しようとしていますが、開発の施しが見えていません。現地は早朝や夕方の小方地区住民の皆さんのウォーキングコースとなっており、高台を散歩しながら学校施設や眼下に見おろす小方地区や瀬戸内海の眺望を満喫されているようであります。

また、団地内を縦断する道路は迂回路としても利用され、小方学園の児童生徒の保護者の皆さんも目につくところに位置し、地区住民の皆さんは今後の開発に関心を持って見守られています。高齢化の進む中で福祉施設への市民の期待は大きく、地域住民の皆さんから、「これからあの空き地はどうなるのか」との問い合わせも伺っております。現地は大竹市が一括して売却し、エポックワン有限会社が所有しているもので、現在は法人の私有地ですが、売却に至る経緯からしましても、大竹市としても開発の成り行きには一定の役割があるものと思います。現状の進捗状況と今後の予定について問います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。小方ヶ丘地区をよりよいまちにしたいという思い、議員と同じくするものでございます。ありがとうございます。

大願寺地区造成地につきましては、平成23年度にエポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社の2社により構成されたグループに売却いたしました。現在、南側の住宅用地につきましては既に多くの住宅が建ち並び、小方学園と一体になった新しい町並みが形成されつつありますが、議員の御指摘のとおり北側の約1ヘクタールの土地が現時点においても更地のままの状態となっております。4ヘクタール以上の住宅用地を確保することなど募集要項の条件を全て満たしたことにより、このグループを大願寺地区造成地土地売却事業の事業者として決定いたしました。福祉施設の建設は募集要項の条件に入っており、契約書にもうたわれておりません。したがって、御質問にあった土地をどのように活用されるかにつきましては、土地所有者であるエポックワン有限会社にその決定権があるわけですが、同社におかれましては現在のところ、土地の活用策について検討中であると考えております。

今後、施設設置など土地の活用策についての意向が示されれば、市として可能な協力はしていきたいと考えておりますが、実際に施設などを整備するとなると、その種類や規模などが大願寺地区地区計画や大竹市介護保険事業計画など既存の計画と整合が図られているかどうかの確認等が必要となってまいりますので、必ずしも1事業者が思い描くとおりにならないことがあることは御理解賜りたいと存じます。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 8番。

○8番（山崎年一） こういう御答弁をいただけるんじゃないかと思いながらこの質問を用意いたしました。

実は大願寺地区のエポックワンが所有します空き地でございますが、平成23年11月8日に開かれました議員全員協議会、この協議会では、翌9日から公募を始めるという前日の議員全員協議会であります。これから公募を始めるといふときの説明であります。このときの説明では、「購入希望者から、購入希望面積並びに購入希望価格の双方の提示を受けて土地利用計画などの事業実施に係る提案を受けまして、これらを審査し総合的に判定するプロポーザル方式によりまして、この土地売却契約の相手方として最適と見込まれる者を選定しようとするものです」と説明をされております。

また、「購入希望者からは、土地利用計画、販売計画等を記した事業計画書やその他の書類の提出を受けましてこれらの書面審査を行うとともに、設計内容についてのプレゼンテーションを受けることとします。その結果、土地の売買として最適と見込まれるものを土地売買契約の相手方として選定いたします」ということであります。

また、その席で大原副市長は、「今回のプロポーザルという方法を取りました。これは価格と土地利用計画と一緒に判断しようということで、計画を含めて一応プロポーザル方式ということを考えています」と発言をされておりました。

その後、土地利用計画や事業計画はプレゼンをしたわけでありますから、6.2ヘクタールについてプレゼンをされたわけでありますから、現在の空き地部分の開発も一緒に審査されたものと思いますが、開発事業者の前向きな提案を受けて前向きに考えられたらどうかというのが私の質問の趣旨であります。

それとも、この6.2ヘクタールではなくて、先ほど言われた1ヘクタール余りの土地についてはプレゼンの中になかったのか、ということになると、この部分について売却されたということにはならなかったと私は思うんでありますが、ここのところの説明をちょっと試してみてください。

○副議長（上野克己） 副市長。

○副市長（大原 豊） プレゼンでは一応、点数をつけて判断したいということでございますので、6ヘクタールは全部売ったと解釈しております。

○副議長（上野克己） 8番。

○8番（山崎年一） もっと私が質問したところに答えてほしいんですが、5回しかありませんのであともう3回しかないんです私の質問は。今、質問したのは、要するにプロポーザル方式によって事業計画も全て6ヘクタールを中心として検討したんだと。しかし、売った6ヘクタールのうちの1ヘクタールはそのまま放置してもいいんだということの事業計画ではなかったと私は思うんであります。

実は、そのような説明をされると非常に整合性がなくなってくると思うんでありますが、23年の10月14日の都市計画審議会におきまして、大願寺地区地区計画を変更いたしました。このときに住宅地区に1と2があるんですが、それ以外に3に共同住宅、4があつて5番目に老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの、6として診療所、などの地区計画の変更を都市計画審議会で決めました。そして県に申請をして、この公募をする前に許可がおりたということだったんでありますが、その後11月9日から大願寺の公募をかけたわけであります。公募に応募したアオイ不動産とエポックワンの事業計画書が保育、高齢者福祉事業、団地内社宅の整備等の計画を地区計画をそっくり取り入れて事業計画をつくつとるわけです。その事業計画に反映されております10月14日の地区計画の変更は何だったのか。地区計画の変更と公募の期間が接近していることで公募のために地区計画を変更されたことは明らかでありますし、委員会でもそういう説明をされてきました。地区計画を変更して店舗や老人ホーム、保育所などの建設ができるように地区計画を改めて応募しやすくしましたと。それで、事業者はその計画を取り入れて事業計画を出したわけです。ところが、その事業計画は、市の方針と合致してないから没ですよ。全部そのことが審議の対象にならんかったんなら別であります。

ところが、そのことをしゃあしゃあと議会で説明をしておると。まことにもっておかしげなことでありますが、ここにそのときの事業計画の資料がありまして、これはエポックワンの事業計画であります。これを監理課長が読み上げられたわけでありますが、「今回の大願寺地区における整備計画、単に住宅を整備するというだけの一時的な計画ではなく、生涯安心できる居住空間を基本理念にして街づくりをしていくことが肝要であり、当初から下記の整備を念頭に団地を開発していくべきだと考えておる。子育て支援、教育の充実。

高齢者福祉事業の充実。雇用の創出。土地分譲価格、条件の設定。」要するにこの4項目について、開発業者は事業計画を出しとるわけです。「保育、教育の施設の拡充については、既に大竹市より公表されております。小方小学校の新築移転に加えて、弊社では保育園及び子育て支援事業の整備を計画したいと考えております。この整備の実現は、保育所並びに教育の充実と連携をより確かなものとし、1歳未満児から15歳までの幼児・児童・生徒が、この地域で安心して保育並びに教育を受けられる体制の基礎になるものと考えからです。さらに地域内に整備することにより、手軽に保育園の行き来が可能になることや、児童生徒の通学時間の短縮、通学途中の事故リスクの軽減などにつながり、保護者にとっても安心で、このちょっとした毎日の安心が住みやすい住居を決定づけるという過言でないと考えるからです。

また、地域住民が地域でつながりを持つためには、みずからが安心安全を守って育てていけるような環境整備を行う必要があると考えます。そのため、保育園や子育て支援事業のように、子供が小さい時期から保護者同士が交流できる場を地域に整備することはとても重要だと考えています。

また、保育園等の整備や子育て世代の母親にとって、就職できるかどうかの大切な条件の一つと考えられ就職が可能になることで自己実現に向けての満足感が得られる」云々とまだあるわけでありますが、「高齢者福祉事業の充実についても年々、介護を必要とする高齢者がふえる中で、弊社では居宅介護支援事業所を皮切りに各種の介護保険事業に取り組んでまいりました。

+

その後も、時間の経過とともに高齢化の波はより大きくなり、お客様の中には要介護状態悪化がもたらす諸問題によって在宅生活が困難になるケースがあり、その対策を早急に迫られ、これまでの弊社も行政と協力しながら24時間365日体制で、安心安全を届けます」と。「しかし、時代の進行とともに高齢者数の数がふえ、要介護状態の悪化による諸問題は日増しに深刻になっています」といった中で、「これまでの介護事業に取り組んでまいりました経験上、生涯安心できる居住空間の整備において、この高齢者に対する対策については、何をおいてもまず考えなければならない重要な施策だと考えております」。

要するに、子育てからお年寄りまで共存できるまちづくりをするんだという提案をしとるわけです。この提案を、私は大竹市としては真面目に取り組まないとならんんじゃないかと。それが、やれ福祉計画の作成中でありましてとか、保育所の見直しが最中でありましてとかいう理由づけで、問題の先送りをするのではなくて、あの大願寺地区をいいまちづくりをするということで可決したわけでありましてから、当然にいい提案があれば、それを行政として積極的に取り入れると。そういう姿勢が大事だと私は思うんですが、せっかく一番市民が求め大切にしておりますそういう福祉ゾーンこそが今、求められとる。私は思うんですが、この提案について、前向きにこれから検討していただきたいというのが私の本来の趣旨であります。そこについてのお考えをちょっと教えてください。

○副議長（上野克己） 副市長。

○副市長（大原 豊） 計画とか法律とか財源という問題の中で、市としては可能なことであれば協力していきたいとは考えておりますが、約束できるものではありません。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 8 番。

○8 番（山崎年一） なかなかいい返事をいただけたんですね。ここに、同じく23年12月8日の議員全員協議会の先ほどの議事録であります。これ、監理課長がエポックワンの事業説明をした部分です。

議員全員協議会では、とうとうとしゃあしゃあとこの事業計画について述べとるんであります。ところが、生活環境委員会になると、ことごとく否定する。要するに、議員全員協議会は記録に残さないという状況でありましたから、言いたいこと言うて夢を膨らましとく。生活環境委員会になると、ことごとくその夢を議員が発言すると否定していく。何か今はやりの何とか商法みたいに、私はこの議事録を見て思いました。まことにもってこんな議会じゃ情けないなと思うんであります。「大願寺地区におきまして、単に住宅を整備するという一時的な計画ではなくて、生涯安心できる居住空間、これを基本理念としてまちづくりを行うという方針が示されております。

具体的にはその下に4点あります。まず1つが子育て支援、教育の充実、2番目は高齢者対策、3番目が雇用対策。

まず1点目の子育て教育ですが、次の黒丸になります。子育て支援、教育の充実につきましては小方小学校の新設移転に加えて保育園等の子育て支援事業を整備することにより、保育並びに教育の充実と連携を図るとともに、地域住民にとって通学時間等の短縮あるいは通学時の事故リスクの軽減が図れる。さらに、子育て世代の母親の就労機会の確保を図れる。こういったことをメリットとして挙げております。

その下の2つ目の黒丸でございます。高齢者福祉事業の充実についてでございますが、資料では9ページ2行目からを中心に御説明いたします。申し込みをされた会社は高齢化が進む現状を踏まえまして、またこれまで介護保険事業に取り組んできた経験上、基本理念であります生涯安心できる居住空間、この整備におきましては高齢者に対する対策を最優先にするべき課題であるというふうに認識されております。そのため9ページの14行目ぐらいから真ん中のちょっと下になるんですが、大願寺地区の整備におきまして将来後発的に地域の中で必要になった高齢者のための施設を後からつくるというのではなく、当初から団地形成時から現在及び将来必要になる高齢者のための施設を兼ね備えた地域をつくと。こういう発想に至って整備をされた」。この方針が、こんなことを事業計画の中でしゃあしゃあと説明しとるんです。

しかも、全体の説明の2分の1以上がこのような説明であります。私がこの青線を引いとるところが全部その福祉事業に対する説明であります。これ以外のところが宅地部分の説明でありますから、ほんの宅地部分は少数で。

このように、必要以上に福祉施設や子育て教育を含めまして全員協議会では、一方で生活環境委員会になるとことごとくそのことは否定している。こうたくさん書かれた最後にどう言っておられますか。最後にたった一言ですね。「福祉施設の提案がされております。県の許認可等の問題があります。確定したのではないということを一言申し添えておきます」長々とここがあと説明しといて、たった1行それを言うただけであります。まるで詐欺

じゃないですか。そんな議会の運営は私は決していけん。こういうことをさっきから申し上げておるんであります。非常に議会の運営が民主的でない。少なくとも議員に真摯に検討してもらっていい議決をしようとするのであれば、もっと真面目に取り組んでいただきたいというのが私の希望でございます。議員全員協議会では言いたい放題言うという、委員会になったら記録に残るから否定している。こういうやり方は、私は正しくないと思うんでありますが、私が今言ったことについてどう考えられますか、ちょっと御答弁をください。

○副議長（上野克己） 副市長。

○副市長（大原 豊） 議員の方が一方的にそういう発言をされるわけでございますが、当時の課長も相手方からこういう提案がありましたが、そうは申しまして、県の計画等がありますので約束できるものはありませんということで、誠意を持って回答していると思います。

我々も、議員の皆様方、選挙で選ばれておりますので、当然どの場におきましても誠意を持って誠心誠意回答しておりますので、御理解のほど賜りたいと思います。以上です。

○副議長（上野克己） 8番。

○8番（山崎年一） 言いたい放題を言っとるんじゃないくて、私は議事録を読み上げとる。決して言いたい放題私が言うわけではなくて、議事録を読み上げて皆さんに聞いていただいてる。そこにいらっしゃる市の幹部の皆さんにも聞いていただいとるということで、私がつくったことではないということを申し上げておきます。

ただ、私は、せっかくエポックワン、アオイ不動産がこういうすばらしいまちづくりを提案してらっしゃるのに、そのことに目をつぶるというやり方はまずいんじゃないですかと。しかもあそこはもうエポックワンに売った土地だから、うちは関係ないよというのではなくて、あそこを売ったのは市であります。そういったことの中で、やっぱり市としても責任があるんじゃないんですかというのが私の言い分です。市民は、あそこは福祉施設になるんだろうと思っとるわけでありますから、ぜひそのことに前向きに取り組んでいただきたいというのが今回の私の質問の趣旨であります。

大変失礼な発言もあったかと思うんでありますが、私は余りにも一生懸命、この事業計画の評価をしておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いして最後に、23年12月12日の生活環境委員会、これは私が言うんじゃないくて議事録から引っ張り出したものでありますから。

入山市長は、「今回、この事業が大竹にとりましてプラスになるかどうかということは、まさにただの優良な住宅地だけでなく、いわゆる福祉施設もあわせて学校と福祉施設、それから住宅という総合的なまちづくりの観点からいいまちをつくろうという思いで、応募の業者の方が計画を立ててくださっています。そういう意味で、今の情勢の中で言いますと、福祉のことにつきましては、国・県がいろいろな形で方向転換がなされてきて、いろいろな状況が先が見えない中での計画になっています。そういう中で法律そして方向がはっきりする中で、行政として許される範囲で、また大竹市の福祉施策をきちっといい形にするためにやれることは一生懸命やってみりたい」と答弁をされております。ぜひ、大

竹市の福祉政策を充実されますようお願いをして終わります。よろしくお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。今、エポックワンとアオイ不動産のことについて認めていただきましたこと、大変ありがたく思います。彼らが事業者として提案されたことについて私は深く感銘を受けて、先ほど議員がおっしゃられたようなことを発言したわけございまして、もちろんあのときに申し上げましたように国・県の方針等について、必ずその基準があり認可とすることについては、応援できるところについては不透明なところがあるということを申し上げたような次第でございますが、できる限りのことを今、応援させていただきながら、企業の皆さん方はいい宅地、いい住宅地、いい環境、そしていいまちをつくりたいという社長の夢を実現すべく努力をしてくださっているということは、業者の信頼のためにも申し添えたいというふうに思います。努力はしてくださっておりますがなかなか現実にまだなっていないということを、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（上野克己） 続いて2番、大井 渉議員。

〔2番 大井 渉議員 登壇〕

○2番（大井 渉） 会派市民の味方の大井 渉でございます。きょうは、会派の代表で質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。事前通告は、相当詳しくしておりますつもりでございますので、明快な御答弁を期待しております。

臨時職員、嘱託職員の待遇について質問をさせていただきます。先輩の議員の方々は御理解されておられるんでしょうが、私は新人議員でなかなか法律それから条例、規程、その下に我々にはなかなか目の届かない要綱、内規、こういうものがございまして。なかなか勉強しても十分まだ理解し切れていないということで、本日質問をさせていただくわけでございます。任命権者であります市長や教育長、基本的な考えについてお聞きをしたいところから、あと細かな例も挙げて御質問をさせていただきたいと思います。法律でいえば、地方自治法、地方公務員法、労働基準法と市条例や規程要綱などについてでございます。

大竹市の正規職員は約300名、嘱託職員、臨時職員が約200名、合計で500名でございます。全体数から言えば正規職員が6割、非正規の臨時・嘱託職員が4割を占める状態でございます。行政運営上あるいは地方自治法や公務員法の趣旨からして、今後もこういうふうに臨時や嘱託職員がふえていく市役所といいますか自治体に大竹市は向かうのかどうかということでございます。その辺をぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

当然でございますけど、民間にできることはそちらにアウトソーシングしていくと、委託していくと。行政は物をつくったり売ったりする利益至上主義ではございません。医療や介護や教育や子育て支援、まちづくりを含めた集落のあるべき姿など、行政がすべきことは本当に公務員を中心にすばらしい人材が必要と考えております。公務員にはよき人材を選び、その人材が知恵を出し汗をかけたときに、大竹を愛してくれる市民が本当にふえるのではないかと考えております。だから、人材が大竹に育たなければ明日の明るい大竹が見えないのではないかと、このように考えております。

そこで、嘱託職員や臨時職員の方々の規程や要綱などについて、幾つかの違法性が私はあると思いますが、それは私の考え方でございまして、7月の終わりにこのことは申し上げておりますけど、担当の部署には言っておりますけど、このことについて違法性があると思われるなら、どこがどういうふうに違法性があるのか、間違っているのか、その対処方法、改善策、いつまでにやるかをはっきり申し上げていただきたい。私は情報公開条例に基づきまして、参考資料を相当集めさせていただきまして読ませていただいております。ほとんどの部署で任用されている嘱託及び臨時職員の方々の待遇に問題があると思っておりますが、そうは言っても即座に対応はできないこの難しさもございまして。しかし、きょう現在も約200名の臨時職員に働いてもらっております。改善すべきは急を要するものだと思っております。

次に、生涯学習課と福祉課を例に挙げ質問をさせていただきます。理由は、嘱託職員や臨時職員の割合が大きいので、2つの部署をあえて選定いたしました。他の部署も全て聞きたいのですが、時間の関係上、また決算とか予算委員会等で御質問ができる機会がありましたらさせていただきたいと思っております。

放課後児童クラブについてお聞きをしたいと思います。大竹にはひかり、小方にはみどり、玖波、あすなろの3つの放課後児童クラブは、採用条件が有資格者で教員資格、保育士、社会教育主事の資格となっています。子供たちの成長過程で大事な時期ですから、そのような条件で採用されることはごもっともだと思っております。条件を余り緩和すべきではないと思います。

しかし、職員数は不足しているのではないのでしょうか。現場はどのような状態か把握しておられますか。また、この児童クラブのみ臨時職員において主任制度を設けておられます。私は初めて知りました。主任制度はどのようにして決められ、また1時間の時給も主任さんは普通の臨時さんと比べて1時間200円高くなっています。経験を重視されて昇進されるのか、どのようなものを基準にしておられるのかも非常に透明性を高める上でも御説明をいただきたいと思っております。

私は、この放課後児童クラブの主任制度そのものが悪いということをやつとるのではないんです。どのようにして昇進をされ、主任を設置する意味、それからその透明性、公平性、そして責任の要件はどのようになっているのか。具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、福祉課でございまして、保育所も人手不足と聞いております。三歳児未満の入所の受け入れですけど、昨年とことしはもう同一保育所に1家庭で行かそうと思ったらその枠がないと。だからばらばらに行かなきゃしょうがないというふうに聞いております。職場復帰を早く希望しておられる母親に対しましては2カ所、3カ所の別々の保育所の送迎は、職場復帰の大きな障害になると思います。でも少子化の中でそういう声が聞こえるということは、非常にうれしい悲鳴でございまして。職員の増員を図る対応策をぜひ講じていただきたいと思っております。かなり広範な質問になりましたけど、ゆっくり御答弁のほどお願いいたします。以上、壇上での質問は終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。国民そして市民の皆様が公務職場の合理化、効率化を望まれた結果、今の状態がございます。今の状態は、過去の全てでございます。

私は、常々公務の効率はただ金銭で評価されるべきではないという認識を持っており、議員を同じように考えております。ただ、合理化の要請とのはざまにある難しい問題と考えております。その中で、正職員をふやしてもよいという心強い御質問を今、いただきました。ありがとうございます。なお、放課後児童クラブにつきましては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

本市では、これまで行政が直接実施することが当然とされてきた分野におきましても、行政責任の確保等に留意しながら、民間活力の活用あるいは嘱託職員や臨時職員を任用し、一方で正規職員の人数をできるだけ抑えてきたところでございます。そのような中、地方公務員法の各種規定が正規職員を前提としたものとなっておりますので、臨時職員の任用につきましては、各地方公共団体においてそれぞれ実情に応じて判断せざるを得ないという事情もございます。本市におきましても、臨時職員の任用につきましては、臨時職員の任用等に関する取扱規程を定め取り扱ってきたところでございます。

しかしながら、大井議員御指摘のように、労働基準法に照らし、年次有給休暇の付与日数について適切でない取り扱いのあることが判明いたしました。具体的には、年次有給休暇の付与日数が、継続勤務6カ月を超えているにもかかわらず10日に満たないことでございます。このような臨時職員に対しましては、既に不足する日数を追加して付与しております。

また、短期間で複数回の更新をしている事例につきましては、任用の期間を地方公務員法で定められた6カ月の限度期間内で可能な限り長期とすることや、任用の更新が当該年度の予算の範囲内ででき得るものであることなどに配慮しつつ、市民サービスに支障の生じない体制を確保できますように対処することといたします。

次に、臨時職員の採用方法についてでございますが、本市では臨時職員の事前登録という形はとっておらず、ハローワークでの募集あるいは履歴書を直接に提出していただく方法によって、各担当課による面接を経て採用しているところでございます。

続きまして、保育所の受け入れ体制について御説明いたします。本市にある保育所につきましては、待機児童がいない状況となっておりますので、特定の保育所を指定されなければいつでも入所できる状況になっております。特に、年度当初に保育所の入所を予定されている児童が所定の手続を済まされた場合には、希望の保育所に入所できるよう最大限の努力をしております。

また、年度途中における入所についても、可能な範囲で希望する保育所で児童をお預かりしております。しかしながら、配置された保育士数等によってお預かりできる児童の数が決まっており、全ての児童を希望する保育所で受け入れることは難しいと考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

臨時職員の処遇につきましては、先に申し上げましたように各地方公共団体が独自に判

断せざるを得ない事情もございました。しかしながら、今や臨時職員なくしては大竹市の行政を運営することは困難であると認識いたしております。ゆえに、その処遇は明確でなければならず、単に正規職員の代替手段とはいえない状況にあるということも事実であろうかと思えます。臨時職員を活用するということは、正規職員でなくとも大竹市のために働きたいと思ってくださる方に大竹市行政に参画していただき、その知識や能力を活用していただけるチャンスであろうかと思えます。そのような方が働きやすい仕組みを整備していくことが、大竹市のよりよい発展につながるものと認識しております。御指摘ありがとうございます。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（上野克己） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、大井議員の放課後児童クラブの臨時職員についての御質問にお答えします。

現在、放課後児童クラブは沿岸部の小学校3校に設置しております。放課後児童クラブの指導員につきましては、厚生労働省が示しておりますガイドラインにおいて、保育士、社会福祉士または幼稚園等の教諭となる資格を有する者などが望ましいとされておりますが、有資格者の採用には苦慮しており、本市においては、経験者も募集要件の一つとして人員確保に努めているところでございます。これまでも、放課後児童クラブの運営につきましては、制度改正や社会環境等に対応するためさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、その一つとして、意思伝達機能が不十分であるという課題を克服する方法として、主任制度を平成22年度から導入しております。その人選に当たりましては、各児童クラブの業務に精通している者の中から教育委員会との調整役としての適任者を任用しております。また、運用面では、主任、副主任会議を毎月開催し、意思伝達や情報交換を行うことにより、コミュニケーションの円滑化や指導業務の効率化が図られました。

しかしながら、経験主義に依存し、組織としての機能も十分発揮できなかった点も見られました。

今後は、提示された改善内容も参考にしながら、指導方針や役割分担の明確化などにより指導体制の強化を図るとともに、定期的な研修会の実施などにより個々の指導力の向上にも努めてまいりたいと思っております。また、児童の生活実態を的確に把握し、健康で明るい家庭的雰囲気の中で児童一人一人の健全育成を図っていくためには、個々の指導員が安定的で継続的なかわりを持てる体制が必要ですので、組織としての改善、向上に向けて教育委員会としても努めてまいりたいと思っております。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（上野克己） 2番。

○2番（大井 渉） 期待したような御答弁がいただけませんでしたので再質問をさせていただきます。

私が先ほど申し上げたのは、市長のほうに誤解があってはまずいのでちゃんと言っておきますけど、必要な箇所には正職員をちゃんと置いてくださいということを申し上げたの

であって、正職員をふやしていいということを申し上げたわけじゃないです。ふやさなきゃいけないかったら、そりゃあふやしても結構ですよ。ただふやさなきゃいけないところに今ふやしてないような方向になっているから、これがおかしいんじゃないでしょうかということを申し上げたということです。ここをちゃんとしたことを申し上げておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

市長はよく言われます。いろいろな本会議あるいは委員会等で、職員はつかさつかさで職務に専念してちゃんとした仕事をしてほしいと。まさにそのとおりでございまして、今回このことについて、市長が本当に全てをチェックするような問題ではないと思うんです。これは、課長の代理決裁、市長からの代理決裁という形になっとるんです。だから私は市長に聞きたかったのは、今からこういうことをずっと継続していくんですか、それから公務員法の趣旨はどうですかということを、市長にはお聞きしたかったので。あと今から申し上げることについては、それぞれの課長あるいは法律、こういうものをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

先ほど市長は、有給休暇の付与、これは間違えておると。「これしか気づかなかったのですか」と私は聞きたいんです。地方公務員法は勉強されましたか。

地方公務員法第22条5項に、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」22条の第5項に書いてあるんです。

それから市のホームページ、これは企画財政が管理しておられるんですかね。この例規集の中、先ほど市長が言われました臨時職員の規程がございます。幾つかおかしいところ。この規程そのもののおかしいところを御指摘します。私が間違っと思ったら言ってください。11カ月任用、1カ月の空白期間を置いてさらにまた1カ月後から来ていただくと。これは脱法行為だということを、広島労働局、私が3つ労働基準監督署に聞きましたけど、脱法行為だと。これは通らないんですよ、もう。当然、有給休暇、これもです。

私は、臨時職員さんを雇っておられる課長、これはその担当の課長と総務課が合議制で雇う形になっていますよね、今。どの課長さんも皆、法律を勉強されてないんですよ。200名の臨時職員さんがおられたら、地場の中小企業といったらもう立派な中小企業ですよ、これ。そこでこういう例規集に11カ月任用で10日付与します。先ほど放課後児童クラブのことが出ましたけど、放課後児童クラブなんか有休がゼロです。有休を付与しなかった場合は、労務管理を担当する責任者は6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金を科せられる。それだけ重たいものなんです。公務員だから余りよくわからないと思いますけど、中小企業、零細企業で労働基準監督署の方のいろいろな指導が入られたら仕事ができないようになるんです、これ。職場の警察といわれとるんですよ、これ。

それから、「最長36カ月間採用できる」と書いてあるんです。どこにこんな法律があるんですか。大竹市が勝手に法律をつくるんですか、これ。こういう間違いは、間違いかどうかは後から担当の総務課長に聞きますけど。私が言ったのが間違っとなるのか、あなた方

が間違っとなるのかはちゃんと言っていたきたいと思います。そういつて言われても、先ほど市長が言われましたように、もう全国各地で臨時職員あるいは嘱託職員を多く雇用しとるのが現実です。しかしそうはいっても議会としては、監視機関として法律や条例にのっとって、やっぱりチェックをしていかなきゃいけない。私たちが見られるのは、その法律は自分で勉強できますけど、条例、その下の規程ぐらいまでなんですよ。

今回、非常におかしいのが出てきたというのが、要するに要綱をいただいたんです。要綱を見たら、またいろいろなおかしい面が出てくるんです。要綱というのは、なかなか議員さんでチェックできないんです。議会が監視機能するといっても監視できないんです。要綱の下に内規とかつくったらもっとわからないんです。これをどういうふうにして我々がチェックできるような形にするか、よく考えていただきたい。ぜひお願いします、これは。ほとんどが要綱に書いてあるんです、細かいことは。どういうやり方で我々がチェックできる状態にさせていただくのか。

それから、臨時職員と嘱託職員がおられますね。私も一覧表をもらいました。相当な数です。嘱託職員の数も。全部で二十幾つ職種があります。臨時職員は30ぐらいあるんじゃないですかね、よくわかりませんけど。この臨時職員と嘱託職員はどういう形で臨時職員にするのか、どういう人を嘱託職員にするのか。明確な基準を教えてください。私これ、幾つかいろいろおかしい面があろうと思います。なぜかと言ったら、有資格者、例えば保育士とか栄養管理士とか社会教育主事とか資格を持つとる人が人事で、もういいですよというようなところがあつてみたり、資格がなくても嘱託ですよと。なぜそこを問題にするかと言いますと、そこが本当にわかりにくいんです。臨時と嘱託を嘱託職員と臨時職員にされる。そこを明確に教えていただきたいと思います。

その違いはどういうふうに違うかと言いますと、まず嘱託職員は固定給です。月給制です。幾ら休みがあろうが、正月休みがあろうがゴールデンウィークがあろうが固定給です。それからボーナスも出ます。退職金もつきます。それから身内、そういう者で御不幸があったときには特別休暇も最高10日とれます。でも臨時職員の人は全くとれません。嘱託職員は、正職員の4分の3程度と。だから大体30時間未満というふうに聞いております。残業なしと。本当に残業なしなのかどうなのかも教えていただきたいと思います。

このように臨時職員と嘱託職員とが非常にわかりにくい。臨時の人と嘱託職員の格差といたら申しわけないんですが、正規職員、嘱託職員、臨時職員、これもすごく格差があるんです要するに。先ほど市長が言われましたようにほとんど同じような仕事をしていただいとるんです。そこまで差をつけなきゃいけないのか。

それから、先ほど申し上げましたけど、最長6カ月、1回だけ更新ができますよということで6カ月。ということは1年ですね。

私は、この人たちにやめてもらったら困るということを、いろいろな管理職の皆さんから聞いております。私もそうだろうと思います。先ほど市長も言われました。まさしく大竹市の総職員の4割を占めているわけですから。何か、残っていただく方法はなかるまいかと思っていろいろ勉強させていただきました。何とかその答えがあるような気がしますけど、今ここでは申し上げません。あなた方が勉強してください。私、二日徹夜して勉強

しましたんで、あなた方もその職にあるんだったら、もう少し勉強してちゃんと、市長が言われるようにつかさつかさでちゃんと仕事をしてください。わからないとか先送りにしないで、現に200名が働いておられるんですから。残っていただくための方法は、多分できるだろうと私は思っております。ここに持ってます。でもやっぱり皆さんで勉強していただかないと。何人の課長さんがそういう臨時の方、それから嘱託の方を合議制で印鑑を押されたのか知りませんが、その方がどなたも有給休暇の付与や地方公務員法やそういうものを知らないというのは、本当に、あなた方は能力はあるんですからもうちょっと勉強して、ちゃんと市民の期待に応えていただきたいというふうに思っております。

以上のことにつきまして、まず担当の課長から順番にお答えをいただきたいと思いますが、この法律、御存じでしたか。それからお願いします、今言ったことも含めて。

○副議長（上野克己） 総務課長。

○総務課長（米中和成） それでは、臨時職員等の労働条件等、総括しております総務課のほうからお答えいたします。質問が多岐にありましたので、答弁漏れがありましたらまた御指摘をください。

まず、年次有給休暇のことです。これまでも大井議員とはいろいろと事前にうちの職員に対して御質問等ありましたのでお話をしておりますが、なかなか皆さん、何のことかなということで御理解していない方もいらっしゃるかもしれませんので、ちょっと長くなるかもしれませんが、質問が多岐にわたっておりますので御説明をさせていただきます。

臨時職員の年次有給休暇につきましては、本市では任用後2カ月目から月1日の割合で付与して11カ月を継続勤務した場合、有給休暇が労働基準法に規定します10日となるような運用で付与をしてきたところでございます。しかしながら、労働基準法では、6カ月を超えて継続勤務となった時点で10日を付与しなければならないということになっておりますので、本市において年次有給休暇の付与の時期及び日数の取り扱いが不適切であったところがございましたので、この部分については、今月中に担当職員に指示をいたしまして適切な付与ができるように改めたところでございます。加えまして、先ほど放課後児童クラブの職員に対して、年次有給休暇を付与していないということがございました。これはまことに申しわけないことですが、放課後児童クラブの勤務状況を総務課のほうで十分把握してなかったというところもあったかと思えます。この部分についても年次有給休暇につきまして、既に付与をしているところでございます。

それと、任用のことについて御質問がありました。臨時職員の任用につきましては、先ほど大井議員さんからもございましたけど、地方公務員法で決められております。地方公務員法では、臨時的任用の期間は6カ月間、更新は1回限りいいですよということで、要は任用期間は最長12カ月というふうになっております。これは、12カ月を超えて継続任用できるとすれば、任期の定めのない上級職員である正規職員と何ら変わらない任用形態になってしまうということからこういうふうになっております。しかしながら、臨時職員の任期終了後も同じ方を改めて任用することができれば、行政サービスの水準を維持していくことで、これも非常に有効であるというふうに考えております。こうしたことから本市

では、臨時職員につきましては11カ月を限度として任用し、任用の終了後1カ月間置いて地方公務員法に違反をしないという範囲の中で、改めて同じ方を新たに任用することで複数年度にわたって行政の継続性を確保してきたということでございます。これにつきましては、いろいろ考え方もあるかと思いますが、御理解を賜りたいというふうに考えております。

臨時職員さんは、合計36月しか任用できませんよというふうに規定をしております。これについては何ら法律上の規定も何もございません。大竹市の判断の中で36月ということを見せていただいております。余りにも長期にわたって臨時職員として同じ方を雇用することについてどうだろうかということもあって、これまで従前から36月としてきたところでございます。規程要綱で定めて、なかなかはっきりしていないじゃないかという御質問がありました。確かにそういうこともあるかと思えます。今回、臨時職員の年次有給休暇に関しましてもいろいろな不備があったこともありましたので、これも含めて誰が見てもわかりやすいような明確な規定になるように再度、もう一度見直すように指示をしておりますので、制度の不備な部分については改めて改定をしていきたいと。条例とかそういうもので定めていかなければいけない部分がありましたら、当然、条例等で規定をしていきたいというふうに思います。

あと臨時職員と嘱託職員の区別、どういうことを基準で選んでいるかということでございます。確かにおっしゃるように保育職、資格を持っておりながら臨時職員で雇っているじゃないかと。多分、御指摘あるかと思えます。基本的には臨時職員につきましては、補助的かつ臨時的業務に対して一般職の職員として臨時的に雇用しとるものでございます。嘱託職員につきましては、特別の学識経験等に基づく方、専門性を買うということで嘱託職員としてお願いをしているところで。

ただ、嘱託職員にする場合、大井議員からもお話がございましたように週30時間とかいう制限がございますので、例えば保育職を週30時間であると、丸一日勤務ができない状況というふうになってきますので、その辺もありまして今こういう形になっておるんじゃないかと思えます。これにつきましても、一旦、全部のそういう臨時職員とか嘱託職員の雇用のあり方をもう一回見直して、新たに制度が必要であれば、基準が必要であればそういうふうな決まりをつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（上野克己） 大井議員、今、総務課長が他課の分を総括で答弁がありました。

2番。

○2番（大井 渉） こちらが長くしゃべった割には答弁が短かったんですが、まず36カ月というのはおかしいから早く消してください。何か、さもこれは大竹で決めたみたいなの、法律違反ですよ、これは完全に。廿日市労働基準監督署から電話があったでしょう、総務課に。おかしいですよ。課長、聞いてないんですか。

それで、有給休暇にしても「間違いです」と。

それから、1カ月間の休み月、これも脱法行為ですよ。ほとんど黒に近いグレーですよ。だから私は、竹原とか廿日市とか岩国に電話しました。全て12カ月ですよ、大竹ですよ11カ月。1カ月間休んだ。この1カ月後にまた来てくださいねという約束だったら、

労働契約法ですか、基準法ですかね、その1カ月分は6割ほど給料を払わなきゃいけないでしょう、あれ。その辺、答えは後でください。

それから、放課後児童クラブについてです。教育長なり担当の課長に御答弁いただきましたんですが、24名ぐらいですかね3つのクラブが。これはぜひそういう条件、余り緩和しないで、やはり一番大切なときですからそういう資格を持った方に、ぜひそういう子供さんたちの成長過程で母親のかわりとして、そういう方を指導員として雇用してあげてほしいわけです。3つあるわけですからそれを少しは異動したり、常にずっと同じところにいるというのではなしに異動したり。

ある臨時職員の方が、教育長さんのほうにも提案されたと聞いております。こういうことを提案されたんですよ。「公務員としての倫理を知らされ、個人情報や人権保護などを守るようにしてもらいたい。指導員の資質向上のために子供のかかわり方や保護者支援、そして発達障害などの研修などもしてほしい。大竹市放課後児童クラブ条例に基づき、各クラブがその狙いや内容、配慮事項などを話し合い、共通認識を持って仕事ができるようにしてもらいたい」転勤制度とか異動ですか、それはあすなろとかひかりとかみどりとか、そういう制度も持ってもらいたいと。いろいろ経験された新しい方がこうって言われたんですよ。書面も出されたんですよ。そうしたらその人は職場におれなくなっちゃったんですよ。うるさいことを言うって。協調性がないって言われたんですよ。そういうことを言ってもらえるような臨時職員、児童クラブの指導員の方を、そういうことを臨時職員の方が紙に書いて、「教育長さん、課長さん、今からぜひこうしてくださいね」と、そういう人がやめていかなきゃいけないような職場というのはどうなってるんですか。それが一言で「協調性がない」と言われたけど、協調性がないって、なぜどこでわかるのか教えてください。

それから主任制度、まだ答えをもらってないんですが、主任制度はどういう基準に基づいて主任にされるのか。なぜ200円高いのか。150円じゃいけないのか。

それから、先ほど総務課長の方にもなりますけど、報酬がありますよね。これ答えてもらってないんですが、臨時とそれから嘱託の賃金の違いについて、ここをもうちょっと明確に言っていただくのと、この賃金も報酬も15万2,000円とか16万7,400円とか百円単位まで書いてあるんですよ。こういう根拠。

それから、児童クラブさんだけが主任制度、別に主任制度は否定しておりません。主任制度でもいいんです。責任の所在、それからどうしてその方がなるのか。どういう責任を負うのか。どうして決めるのか。そういうものを。

それから、先ほども言いましたように、そういうことを職場の中で「こういうふうに改善していきましょうね」と、言っていったらやめなきゃいけないような職場、今このヒアリングのときを含めて事前に聞きましたけど、児童クラブは全員臨時職員ですよ。あなた方がどうしてどう判断するんですか、それは。基準があるんですか。ないのならないと言ってください。だからどうってことなくつくったんだと。出任せでつくったのなら出任せでつくったと言ってください。

それからこの単価、報酬の基準。これも百円単位まで出ております。どこでどういうふ

うな基準でこれをつくられたのか。こういうものが先ほど漏れとるんです、答弁として。ちゃんとメモしてください。よろしくお願いします。

○副議長（上野克己） 総務課長。

○総務課長（米中和成） まず、1点目に任用の間に1カ月を置くということについて「脱法であるということじゃないか」ということで、「労働基準監督署のほうから指摘を受けてるんじゃないか」ということですが、ここの部分については、確かに労働基準監督署から電話が担当のほうにございまして、うちの実情をお話ししておりますが、それが脱法行為という話は聞いておりません。その任用については、先ほど他の市が全部そのままやっとなという話を聞きましたが、聞いたところが違うのかもしれませんが、一般的には12カ月を超えて臨時職員は任用できませんので、ある市では地公法上と同じように6カ月間任用して、6カ月間あけてまた任用するという市もありますし、あるいは地公法上、6カ月間任用して1回更新、6カ月間、12カ月任用してそれから6カ月間あけて任用するというふうなところが多いような気がします。そのあけた期間はうちは一月ということにしておるわけですが、できるだけ早く、その人が大竹市の求める職員であれば、なるべく早く任用したいということで、一月間あけてやっているということでございます。

それと、36月については法的に何も決まりがありませんので、大竹市の場合は一応、原則として36月間が限度ですよというところでしております。これが法的なものが何もありませんので、そこがほいじゃあ違法かどうかというところがありますけど、ただ、これも先ほど申しましたように、36連続してではありませんので、当然、同じ人を雇用する場合でも一月間はあけますので、あけて新たな任用、新たな任用として合計36月間は任用しますよという基本的な原則を定めておるところです。ただ実情は、職場によっては例えば保育職とかなかなか新しい方が採用できないという場合は、36月を超えてお願いしているという場合もございます。

それと、臨時職員と嘱託職員の報酬、賃金の基準。確かに、私も4月から今の職におけるわけですが、多分当分の間、職員の給与も下がっておりますので、上がってないんじゃないかなというふうに思ってます。当初、やっぱりどういう基準でやるかという、どうしても職員との均衡あるいは他市との均衡ということで、例えば保育職員は臨時職員は他市はどれぐらいの金額があるのかと、あるいは例えば家庭児童相談員、他市はどのようなどれぐらいの報酬で定めているのかということと比較しながら決めていったのではないかなというふうに思っております。以上です。

○副議長（上野克己） 先ほどありましたように、主任制度の導入そして人選に当たりましては、教育長から答弁がございましたが、他の質問とあわせて答弁をされてもよろしいかと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） まず1点目でございますけど、先ほど個人的な話の、改善案を申し出たらやめさせられたと、こういうのはちょっと私どもとの見解が違いますので、この場で個人的な話の協調性のあるなしの分についての答弁は控えさせていただきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

まず、主任をどのように決めたかということでございますけれども、この主任制度の導入というのは、先ほど教育長のほうから答弁いたしました平成22年度に行いました。平成22年度あたりというのは、ちょうどひかり児童クラブを建てかえをした時期。またみどり児童クラブも建てかえをいたしました。みどりにつきましては阿多田小学校また穂仁原小学校との統廃合も同じ時期に予定されました。このことを踏まえて児童クラブを運営する中で、それともう一点、児童クラブを1クラスを40人学級という国の制度の変更も、ちょうどこの時期でございます。そのような中で、児童クラブを適正に運営するために意思伝達機能と充実というのが非常に必要になりました。そういう背景もありまして、新しく主任制度という制度を取り入れさせていただきました。

主任制度を取り入れて、要は現場と教育委員会との調整役、パイプ役というものを主任さんに担っていただくというのが大きな目的でございます。ただ全く今まで扱ってない新しい制度でございます。導入時には何度も何度も該当の指導員さん、各クラブの指導員さんと話を重ねてまいりました。そういった協議の中、また現場状況を我々、教育委員会職員が現場に足を運んで、現場状況また新しい現場の状況も推測ではありますが確認をさせていただきました。そういう状況を踏まえた中で、教育長が言いましたように適任者、まとめることができるまた業務に精通した人、経歴を参考に任用いたしました。こういう形で主任、副主任を決めさせていただいております。

ただ、異動という言葉がございましたが、ちょっと異動という状況にこれ、適切かどうか分かりませんが、大井議員が御指摘のように、今のような放課後児童クラブの性質、要は家庭的な児童クラブまた遊びや生活を通して子供たちの健全育成を図る児童クラブ、これに力を注いでまいりましたので、やや閉塞的な組織となっていたと見受けられます。組織の硬直化を防ぐためには、今、大井議員が申されましたように新しい風を入れてみることも大切なことでございます。放課後児童クラブは、ただ健全で明るい家庭的な雰囲気の中で児童の健全育成に努めるという目標がございます。運営や指導面に配慮すべき点などもありますので、適材適所を心がけ慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 2番。

○2番（大井 渉） 何か、答弁なのか何なのかよくわからないんですが、先ほどから臨時職員の方とそれから嘱託職員さんの待遇が相当違うと、今、橋村課長からもあったように児童クラブとかというのは有資格、資格を持った人が必要ですよということをうたっておられるわけですね。こちらの嘱託の中には資格は要りませんよというものもあるわけです。雇用条件、賃金が全然違うんですよ。だからその辺はどう思われますかと。どういう根拠で出されとるんですかと。それを明確に教えてくださいと、市長がよく言われるじゃないですか。「大事な税金、死に物狂いで命かけて使ってくださいよ」と。皆、税金ですよこれ。答えてないんですけど、「主任制度の要綱とかなんとかあるんですか」と。これも答えてない。

今、私がその主任とか臨時の中に、専門職とか、これあべこべで、こちらを嘱託にしなきゃいけないんじゃないんだろうかと。こちらが臨時で逆にこちらを嘱託にしなきゃいけ

ないんじゃないでしょうかということにも答えていただけない。

それから、賃金を、報酬をどうしてこうして決められたのか。一番高いのが何か御存じですか。用地対策事務嘱託員32万円ですよ。一番安いのは消費生活相談員8万円。よく聞いてみたら、週の勤務時間が違うようなんです。それだけじゃないんです。同じ30時間でも12万4,000円があったり、16万7,000円があったり、22万3,000円があったり、日額があったり。この嘱託と臨時が非常にわかりにくいので、明確に教えてくださいと、どうしてこういう金額になったのか、何かを参考にされたのだったら、その参考文書をくださいと、教えてくださいと。そこを何回も聞いてるんですが、教えていただけないので、もう一回お願いします。

それから、この任用通知書。情報公開の閲覧で見させていただきました。これ一人の人の任用通知書です。2年半です。だから、地方自治法ですか、地方公務員法ですかね。6カ月で1回だけ更新ができると。この中に、2カ月間で2カ月間しか任用させていただけない人。その次は今度、突然4カ月になってみたり、同じ人がですよ。で、3カ月になってみたり。どうしてこういう基準になるのか。それから、当然これは間違いだと言われましたけど、放課後児童クラブなんか「有給休暇なし」なんて書いてありますよね。1カ月雇用の人がおってんですよ。1カ月雇用。1カ月雇用の人に対して、「退職する30日前までに届け出ること」っていうんです。あなた方、自分のことじゃないからと思ってね、これ6人も7人も人が印鑑を押しているんですよ、担当課と総務課で。1カ月雇用の人が30日前にどうして退職するとき言うんですか。先ほど言いました休み月の継続性、継続雇用にかかる可能性が非常にあると。だから廿日市労働基準監督署は、「それは、12カ月にされたらどうですかというアドバイス、助言をしておきました」と私のところへ電話がかかってきました。もうあと残り1回しかないのです。

それから、この任用通知を渡された、中には2カ月間であなたは契約が切れますと、2カ月とか1カ月の人に、「有給休暇は10日あげます」と書いてある人もあったんですよ。これも権利ですよ、その人の。この有給休暇を10日あげないんだったら、間違いだしたら、その人の任用通知、労働条件を全部変えてください。御本人とよく話し合って、こういうふうに法律とかこれが間違っていたので新しい任用通知と労働条件に変えますと、これを言わなきゃあ、廿日市市の労働基準監督署じゃないですけど、本人の権利ですから。これをいただいた以上は。これはすごく多くの方がおられますよ。大竹は大盤振る舞いですよ。2カ月で10日も有給休暇をあげるといったら。だから、流れ作業的なことをしとるんですよ。この前がそうだったからそうしようと、去年がそうだったからそうしようと。前例主義、先例主義っていいですか。これは一番大切なものでしょう、この任用通知というのは。ここに、2カ月があったり6カ月があったり3カ月があったり4カ月があったり、ばらばらですよ、本当。6人も7人も印鑑を押しておられる。つかさつかさでちゃんと仕事をしとってないんじゃないんですか。今の分は答弁願いますね。

それから、先ほど三歳児未満のことですけど、これにつきましてはそりゃあ確かに厳しいかと思いますが、やはり職場復帰をしたいと、余り間を置きたくないという母親もおられます。そりゃあ中には、小学校に上がるまで自分が見たいという御家庭もありますし、

そういうお母さんもおられます。だけどそれはいろいろな選択肢がある。それを選ばせてあげないと。例えば、栄町の人が、1人はさかえ保育所、1人は玖波保育所、1人が大竹保育所といったら3カ所も回るようなことを、もう少し、そんなに途中から人を雇うんですから、そんなに大きな金もかからないと思います。ぜひ、そういう女性がまた職場に復帰し、働く意欲がある方に対しての支援、ぜひお願いしたいと思うんですが、その辺のお考え。

それから、なかなか人が集まらないということも聞いております。そりゃあそうかもわかりません。そういう資格を持っておられる方、それから保育士の方というのは、私の友達の奥さんもおられましたが、やっぱり腰や膝を痛めて早くリタイアされるんですよね。結構、仕事がきついんですよね。だから本当にそういうのが臨時でいいのかなとか。やっぱりそういう資格を持って、そういう子供さんをちゃんと預かるんだから、それはもうちょっと一つ上げて、嘱託とかそういう労働条件に変えてハローワークに出されたらどうかと思います。一年中ハローワークに出しても集まりませんという答えではだめですから、改善策を考えてください。

それから、ここに臨時職員採用時、配付書類及び確認事項というのがあります。辞令書、先ほど申しましたね、任用通知のことですね。勤務条件通知書、大竹市臨時職員の任用等に関する取扱規程、大竹市例規集に掲載していますと。この例規集の記載では、先ほどから言ったようにわからないんです、要するに。要綱にほとんど書いてあるんです、細かいことは。この要綱は配っておられますか、配ってないんですか。配ってないんだったら、今から配られるんですか、どうするんですか。

以上、済みません、質問が多くなりましたけどちゃんと答えてください。

○副議長（上野克己） 総務課長。

○総務課長（米中和成） まず、賃金と報酬の算定基準ですが、いろいろな職種がございますのでこの場でちょっと御説明できませんので、この分についてはまた資料等で説明をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、12カ月雇わないのが違法じゃないかということなんですが、先ほどから何回もお話をしておりますが、同じ人を続けて雇いたいがために、12カ月間雇えば次の雇用ができなくなるので12カ月雇わずに、本市の場合は11カ月雇用して1カ月間置いてまた再度新たな任用として考えて大竹市の臨時職員としてお願いをしておるところですので御理解賜りたいと思います。

それと、任用のことです。本当、今までいろいろな職種によって2カ月間雇用もあったり、2カ月間で任用したりとかいろいろなものがございました。ここの部分については、今後は法律上の6カ月間の限度期間内で可能な限り長期で任用していきたいというふうに考えております。

ただ、任用の考え方につきましては、臨時職員の任用というのはあくまでも行政行為であると思います。私法上の雇用関係ではありませんので、そこの部分は労働基準監督署のお話とか出ておりますが、やっぱり私法上の雇用関係と行政行為である任用というのは違う部分もあるんじゃないかなというふうに思います。

あと、任用通知書についても、確かに職場において、大井議員がおっしゃったように前のおりにやったりとかそういうことで不適切な通知をしているものもございました。この部分についても、早急に改めるように指示をし、改められるものから今改めておる状況ですので御理解を賜りたいと思います。

それと、規程とか要綱とかを配っておるのかということですが、この分については庁内LANにも載せております。議会のほうにも閲覧することができますので、総務課だけの場の中で、内輪だけのものとして考えとるわけではございませんので御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 福祉課長。

○福祉課長（吉原克彦） 先ほどの保育所の入所のことについて、お答えさせていただきたいと思います。

本市の場合は、従前からでございますけども、待機児童がないというふうなことは申し上げておりますけども、どうしても希望するところに、待機児童のまず基本的には定義というのは入所が許されているにもかかわらず保育所入所をされていないということの中で、実際は本当は議員さんが言われるように希望するところに、待機ということじゃなくて本来の待機児童というのはいないんですけども、働く方、女性に限らず保護者の方が一刻も早く子供さんを預けられるところに預けたいというお気持ちはよくわかります。我々としても最大限の努力は今いたしておりますけども、なかなかその部分ができないというか、なかなか全国的な傾向もありますけども保育士の確保そのものが難しいこともあるんですけども。やはりどうしても数カ月は少し我慢していただかないと大竹市の場合。いわゆる4月入所申し込みまでには、次の申し込みが大体、2月くらいからやるんですけど、そのときまでの間について、希望する方に対しては大変申しわけないと思っておりますけども、少し我慢していただき4月の時点では同じ兄弟、姉妹が入れるようには今、努力しております。

ただ、ゼロ歳児の場合は、主に大竹市内では玖波保育所、知恩保育所、さかえ保育所、公立であれば大竹保育所ということで、その部分を希望していなければ基本的にはゼロ歳児保育も入っていけるということの中で、何とかそこら辺を御理解いただきながら少しの間、少しの間ということは大変申しわけないんですけども我慢していただきたいと、御理解いただきたいというふうに思っています。

○副議長（上野克己） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 主任制度の今現在、要綱については明文化されたものがございません。要綱等、取り扱いについては、早急に定めて透明性のあるものにしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

○副議長（上野克己） 2番。

○2番（大井 渉） 最後になりましたんですが、最長3年を決められたということなんですが、それは大竹市が決めたんだから、例えば何年か置いて、3年でも5年でも置いてまた1年雇う、また1年雇うと。で、最長3年ですよということが書いてあるわけですね、

例規集の中の規程の中に。でもこれを超えた人はいっぱいおられるわけですね。だから「消したほうがいいんじゃないですか」と私は言っとなるわけです。現実にそぐわないし。

一番最初、冒頭にも言いましたように、残っていただきたいんだろうと思うんですよ、皆さんは、市長も言われたように。4割の方、一生懸命やっておられる方は残ってもらいたいんだろうと思うんです。残れる方法もあると思います。よく勉強してみてください。多分これで大丈夫だろうと私は思うんですが、残れる方法はあると思います。よく勉強していただきたいと思います。

それから、一番最初、冒頭に市長に聞きました、「今からも必要があれば正職員の数も部署によってはふやさなきゃいけないでしょう」と、ただ私が一番最初に質問したのは、こういう形で全体的に割合が比率が、正職員が少なくって、例えば500人なら500人の中で今は300人が正職員で臨時職員が200名ですが、これが250対250のフィフティ・フィフティになるのか。そういう形のものを目指されるのかどうかということについては、まだ御答弁いただいておりますので、その辺はお願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブのことについて、もう一回言っておきますけど、教育長さんも会われましたですね。ぜひ残ってほしいと。やっぱりちゃんとそういうことを言われて、改革していい職場にしようという提案をされた人が残れない職場、こういう職場はつくってほしくないんです。あの人らが提案したことが間違っていたり事実と反しておられるのなら、それはまた別です。そうしてせっかくそういう経験を積んだ人がこういうふうに変えていこうじゃないかと、いい職場にしたらどうでしょうかと言った、そういつて言われた者がやめていかなきゃいけないような職場そのものがどうだろうかと。やっぱり教育長さんみずから、私は、あなたがもし本当にそう思われるんだったら、引きとめるべきじゃなかったかなと思ってますよ。そういういい職場にしよう、そう言ったら何かだんだんおろづらくなってやめていかれる。そういう情熱に燃えて入られる方が、これは保育所も聞いていますけど、そういう話を。せっかくいい職場にして市民の皆さんの期待に応えたいと、そういう方をなぜかえたりやめられるのをとめられないのか。やっぱり今からそういう方々には、ぜひ臨時じゃなしに嘱託とかというもう少しちゃんとした身分で働いていただいて、安定した状態でその子供さんたちに接してもらいたいと思いますので、そういう方向もぜひ考えていただきたいと。

それから、この任用通知の間違い。これはもう既に直っとなるんですか。今から直すんですか。

それから、有給休暇はどうされるんですか。さかのぼって付与されるんですか。例えば、今の放課後児童クラブとかいうのは。時効は2年ですね、一応。その辺がもし、さかのぼってすべきだと思われたら、さかのぼってあげればいいのかと思うんですが、今度は11カ月で切れるんだからということになるとおかしくなりますよね、さかのぼったら。その辺のコメントもいただいて、これ最後ですから。

それからあと嘱託とか臨時の基本的な賃金の基準、そういうものは後日どこかで明確にされると言われましたよね。ちゃんとそこを明確にしてくださいね。

最後、トータルで今、総括的な質問をしましたけど御答弁があればお願いします。

○副議長（上野克己） 教育長。

○教育長（大石 泰） 個別の事例ではなく一般的な形で答えさせてもらいます。

確かに児童クラブ、これまで指導方針、役割分担が不明確になっている部分というのが見られました。現在、8月末にも主任、副主任の研修会を持ちまして、組織体制、指導体制の強化を図っているところでございます。今後は、このような研修等を通じまして、組織の改善向上に向けて努めてまいりたいというふうに思っております。それぞれ組織の一員として組織力の向上、改善を図っていく、やはり一人一人の情熱というのは極めて大事だろうというふうに思っております。

ただ、児童クラブは御承知のように小1から小3の子供たちを相手にしています。明るい家庭的な雰囲気の中でやはり適切な遊びや生活の場を子供たちに与えるのが本来の趣旨でございます。そういった家庭的な雰囲気をつくっていくそういった職場でもありたいというふうに思っています。今後も、この児童クラブ、組織としての改善向上に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○副議長（上野克己） 総務課長。

○総務課長（米中和成） 任用通知書につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、今現在で不適切な表現とかそれがある部分についてはもう直して通知をしております。まだ総務課のほうに合議が回ってきてないものもあるかもしれません。その部分についてもよくチェックをしていきたいというふうに考えております。

臨時職員と嘱託職員の額の算定基準は、基本的にはもう何年も前のやつを、例えば職員が何%上がったらあわせて何%上げようとか、そういう形でやってきとるものでございます。ですから、どういう状況のものを議員さんにお示しすればというのが、ちょっとわからないんですが。できましたらまた担当課のほうにも来ていただいて、お話ができたかなというふうに考えております。

それと、最後に私たちの考え方なんですが、市長が答弁されましたように、今や臨時職員さんとか嘱託職員さんがいなければ大竹市のまちづくりはやっていけないというのは十分認識しておりますので、その方々が働きやすいそういう環境をつくってあげることが行政サービスのさらなる充実、さらには大竹市の発展につながっていくというふうに私どもも思っておりますので、その部分については御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（上野克己） 副市長。

○副市長（大原 豊） 最後の答弁になろうかと思います。

職員の人数、雇用関係でございますが、職員の人員の数につきましては、事業のあり方、行政サービスのあり方、組織・システムのあり方によって人員の数は決まってくるものと考えております。そういう中で、雇用関係には関係なく正規職員であれ臨時職員であれ嘱託職員であれ、適正な事業ができ適正な行政サービスができるものであれば、その雇用形態には関係ないと考えております。

そういう中で、将来の人員あるいは割合はどうするのかということでございますが、現時点では事業のありようまた行政サービスのありようを見直す中で、人数あるいは正規職

員あるいは臨時職員、嘱託職員の数については検討してまいりたいと考えております。どちらにしても無駄な人員の配置はしないつもりであります。

以上でございます。

○2番（大井 渉） ありがとうございます。終わります。

○副議長（上野克己） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

なお、午後の再開は3時40分を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時19分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

7番、北林 隆議員。

〔7番 北林 隆議員 登壇〕

○7番（北林 隆） 7番、公正クラブの北林です。よろしくお願いします。

先ほどまで硬派の大井議員が質問、非常に私も緊張して聞いておりましたが、私はやわらかい質問をしていこうかと、柔軟性を持った質問をしますので御答弁のほどよろしくお願いします。通告書に従いまして質問させていただきますのでよろしくお願いします。

「9月5日、くまモンに大歓声。大竹市玖波のスーパーに熊本県の観光キャラクターくまモンが登場した。同店で開催中の熊本フェアに協力、近くの園児たち約80人が訪れた」という新聞記事を目にしました。その記事のくだりには、「同スーパーは、地元住民が存続を求め、地域活性化のため店内に玖波マルシェとして地元産品を販売するコーナーなどを設けている」とも書かれておりました。スーパーの存続では、近くて歩いて買い物に行けるお店、地域の方が顔を合わせ立ち話ができる場所。歩いていけば体にもいい。地域の方と会話をすることにより、笑顔にもなれる。歳を重ねても健康で活気のあるまち、そのような地域コミュニティの場が確保されようとしております。その記事には、「近くの園児たち約80人が訪れた」とあり、この子たちはいずれ小学校、中学校へと進学、通学するのだと思いながら、広島県下の学校耐震化率の状況が書かれた記事に目を移すことになりました。

大竹市は、2012年度57.7%、2013年度では83.3%となっており、学校の統廃合などで耐震化していない8棟を解体することで、伸び率25.6ポイントは県下でトップだそうです。震度6強の大地震が起きても倒壊する危険性が低い建物、安心安全な教育環境、学校施設の整備です。必要不可欠の施策であり、早期耐震化率100%を目指していただきたいと考えます。

しかしながら、耐震化伸び率の県下トップはよしとしましても、気がかりなのは学校の統廃合が進展することにより、地域の中心的なコミュニティーの創造の場であった学校施設がなくなっていくのは事実です。松ヶ原、木野、穂仁原、阿多田など各地区において学校施設を廃止されるに当たっては、市長部局と教育委員会では、保護者の方や地域の住民

の方などと十分連携・協議の結果、学校統廃合と統廃合後のまちづくりを進めてこられてきたものと認識いたしております。

そこで、1点目の玖波小学校施設整備事業の基本構想についてお伺いします。平成25年度当初予算では、新規事業として1,270万円が予算化され、児童と教職員の安全と適切な教育環境を確保するため、玖波小学校に耐震対策を行うこととなりました。耐震対策に早期に取り組まれる姿勢については一切の異論はないところであり、一日でも早く安心安全な教育環境が確保されることを望みます。本年度は、旧校舎の老朽度合いを調べる耐力度調査と現敷地内で校舎改築をする場合の用地の地質調査が実施され、もって基本計画が策定されるということです。

本年3月議会では、2名の議員より玖波小学校施設整備事業に関連する質問があり、国が学校施設の耐震化率100%を達成する目標年度と設定した平成27年度までに、玖波小学校の耐震化を完了することを目標に協議し、また玖波小・中学校保護者を対象には、玖波小学校の施設整備や玖波中学校の今後のあり方について、4項目のアンケート調査が実施され、教育委員会では現在地が小学校の位置としては適地ではないかとのもと、現在地で整備方法を選択し、現敷地内での改築を目指したいとの方向性を示す御答弁がありました。

また、今後においては、「アンケート調査の結果や教育委員会の考え方について、保護者、地域の皆様に丁寧に説明し意見を賜りたい。基本構想の策定では、教育内容を踏まえた学校の使い方や地域に必要とされる施設としての学校の使い方など、施設整備の基本設計、実施設計をするための前提となる諸条件について考え方を取りまとめるものであり、策定に当たっては、保護者、地域、学校を交えた協議の場を設けたい」との御答弁でした。

玖波小学校旧館校舎は、建築年が昭和43年8月、新館は昭和53年3月、屋体・体育館は昭和54年3月と、いずれも耐震診断をするまでもなく、旧基準による建築物であり、早期に耐震対策をしなければならない中、大規模改修による建物の補強も一案であるが、旧館校舎においては建築後45年も近くたち、老朽化による問題が懸念されます。また、新館校舎に至っても35年を経過しようとしています。耐震補強をしても施設の老朽化が改善されるものではありません。

本年度、実施しようとする旧館校舎の耐力度調査の結果は出ましたか。また屋体の耐震診断の結果はどのようなものでしたか。そして、現在地での整備方法を選択された現敷地内での学校の校舎改築を目指したという方向性で地質調査を行うこととなっていますが、その結果は出ましたか。

このような調査と並行して基本構想策定に当たっては、教育委員会の考え方について保護者、地域に丁寧に説明し協議を経た上で進めるとのことでした。玖波小学校の施設整備の方針決定は、今後の玖波中学校のあり方にも大きく影響し、玖波地域のまちづくりにも大きくかかわってくるのは明らかです。既に、保護者、地域、学校と意見交換の場は持たれましたか。保護者、地域や学校ではどのような意見交換がなされたのか御説明願います。

また、基本構想の策定では、教育内容を踏まえた学校の使い方や地域に必要とされる施設としての学校の使い方など、施設整備の基本方針、実施設計を進めるための前提条件との諸条件について、考え方を取りまとめるものとお聞きしておりますが、現時点、基本構想

策定における進捗状況はどのような状況ですか。以上、3項目となりますが御答弁よろしくをお願いします。

次に、2点目の「定住促進に地元雇用の推進強化を考えてみませんか」ですが、本年、小方ヶ丘には小方学園が開校し給食センターも稼働、その前面には住宅が建ち並び大竹に新しい町並みが整備されつつあります。さまざまな方々がこの地に居を構えていただけることに感謝する次第です。小方ヶ丘の一番の魅力は、目の前に9年間通える学校施設があることではないでしょうか。子育て世代の方は教育環境が一番です。通勤や買い物は車があれば大丈夫。仕事をリタイアしても、老後は、車が使えなくなって買い物が難しくなったときには、いろいろ心配はありますが、高台は売って平地に転居すれば一件落着ではないでしょうか。今、そのことは個人的なことであり、あした考えましょう。

さて、本市では、定住促進アクションプランを平成21年4月に策定、人口減少スピードを将来予測より緩やかにすること、人口減少に歯どめをかけ、かなうなら人口増に転じたいものです。大竹市定住促進アクションプランは、平成24年3月に中間検証のまとめが公表され、わがまちプラン前期基本計画に引き継がれ、主要指標として平成32年度の総人口を3万人と掲げ取り組まれている最中です。

しかしながら、本年9月1日現在の大竹市の人口は2万8,473人という数字となっており、わがまちプランの想定人口をやや下回る人口推移を示しています。そうした中、市内企業従事者の市内定住者の割合をふやす施策については、一体どのような実績が得られているのでしょうか。人口増に直結する実効性のある取り組みがとられていますか。定住促進アクションプランからどのように引き継がれましたか。

また、大竹市定住促進アクションプランの中間検証のまとめには、「市内企業従事者に対して積極的な市内への居住促進を図っていくことが重要である」とあり、「企業との連携、協力をさらに強化していく必要がある」と述べられています。地元就職先としての雇用の場があれば、生活の糧が得られる魅力あるまちとなります。人口増、定住促進にもつながるものです。確かに、定住促進を図るにも企業などへは協力をお願いにとどまることはいたし方ありません。地域に立地している地域に貢献すべき責務がある。地域に貢献すべき企業体として企業にももっと積極的な地域貢献となる姿勢を示していただきたいとの思いから、市長は本市のトップセールスマンとして、企業に対して従業員の地元採用への協力を強く発信していくべきではないでしょうか。事あるごとに顔を合わせるたび、企業の方へ、「地元から採用を」と一言協力をお願いする、お考えをお聞かせください。

次に、本市職員採用に地元枠を設けるという提案ですが、職員の採用条件に市内在住を条件とすることであり、重大な疑義が生じることは承知しておりますが、調べましたところ、人口減と財政難で苦勞するあるまちでは、数年前から職員を採用するときに町内在住を採用条件、試験要項に記載してある。町内在住を条件とした理由に、職員が近隣の市町村に住むケースがふえ、住民税の納付先と地域の活動への参加の問題から、地域住民より不満が出たのがきっかけだったそうです。採用条件に合理的理由がない限り、平等取り扱いの原則や成績主義の原則が適用されなければなりません。町内在住に限定することは法令違反になるおそれが強いとのことですが、しかしながら、私の本市職員採用に地元枠を

設けるこの提案の中には2つの思いがあります。

職員の地元採用は、定住促進に貢献しないか、寄与しないか。職員は、不測の事態、地震や豪雨、台風、土砂災害、津波などの自然災害、また大規模な事故や事件などに備えてなるべく近くに居住する。通勤時間をなるべく短くするという意味です。そういう必要があるのではないか。自治体職員は、住民の奉仕者であることを忘れずに、使命感を持って職務を全うするという気概を持っていただきたいとの思いからです。地元、住居することしなにより、住居手当や通勤手当などの支給基準に変化を与えることなども手段にあるやとも考えます。本市職員採用に地元枠を設ける。直接的に採用条件や基準としての運用は無理かもしれませんが、市長において考えがあれば御答弁願います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、北林議員の御質問にお答えします。私からは、2点目の「定住促進に地元雇用の推進強化を考えてみませんか」の御質問にお答えし、1点目の「玖波小学校施設整備事業の基本構想について」については、後ほど教育長からお答えします。

それではまず、「定住促進アクションプランはどのように引き継がれますか」という御質問についてでございます。さまざまな施策の複合的な結果であって評価が難しい定住施策を刷新しながら恒常的に進めていくことは、永遠の課題でもありますし大変難しい問題だというふうに理解をいたしております。大竹市を愛するお心での熱い御質問をいただきました。ありがとうございます。

大竹市定住促進アクションプランは、5カ年計画として平成21年4月に策定し、中間年度に当たる平成23年度末に中間検証を実施したところでございます。この間、まちづくりの最上位計画である第五次総合計画を策定していますが、その際、アクションプランは「住みたい、住んでよかったと感じるまち」をまちづくりのテーマとするわがまちプランに連なる計画として体系的に整理されています。よって、アクションプランの分野別実施事業は、定住促進に向けた実効性のある事業としてわがまちプランの実施計画において重点事業として位置づけ、基本的には、わがまちプラン前期基本計画に引き継がれています。

今後の定住促進の取り組みといたしましては、これまでの早期、短期集中の取り組みを引き継ぎ、その事業効果を見ながら事業を継続するとともに、市内企業従事者の市内居住率の改善や情報発信の強化など、改善すべき課題に対する研究に取り組んでいきたいと考えております。

また、全ての部署において、わがまちプランに基づいた事業を本来の行政目的を明確にしながら着実に実施することで、本市の魅力を高める努力を続けていきたいと考えております。その結果として、一人でも多くの方に定住していただきたいという思いでございます。議員御指摘の企業への市民採用につきましては、企業の皆様方とお目にかかり話ができる機会ごとをお願いをし続けているところでございます。

次に、市職員の採用や処遇に関して、市内在住者を優遇すべきではないかという御提案

でございます。このことにつきましては、居住の自由の観点、あるいは公務員の平等取り扱いの原則の観点から非常に難しい面があることも確かでございます。その一方で、市職員は、まちづくりや災害対策の中心となるべき存在であることから、できるだけ市内に居住し日常生活の中でも、大竹のまちの動きを肌で感じながら仕事をしてほしいという個人的な思いはございます。ただ、職員個々の事情も異なっておりますし、居住地にかかわらず職員は市の発展に力を尽くし努力してくれると認識いたしています。

まず、自分自身が魅力を感じるまちづくり、このことを職員にはしっかりと考えてもらい実践してほしいと思っています。北林議員の思いをしっかりと受けとめさせていただき、職員一同、わがまち大竹のために頑張っております。

以上で、北林議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） それでは、北林議員の玖波小学校施設整備事業の基本構想についての御質問にお答えいたします。

玖波小学校の耐震化対策に関する平成25年度の予算は、前年度からの繰り越しを含め、屋内運動場の耐震診断、校舎旧館の耐力度調査、耐震化対策の基本構想策定や地質調査に係る経費を計上しております。現在、屋内運動場の耐震診断を実施しているところであります。その診断状況を見ながら、旧館の耐力度調査、地質調査については、今後、実施することとしています。

次に、保護者、地域との意見交換会ですが、4月以降、保護者や地域の方を対象に、また学校関係者も交え、5回ほど玖波小学校耐震化対策について説明をしています。これらの会では、玖波小学校を現在地で耐震補強または建てかえる案、玖波小学校を玖波中学校に移転し玖波中学校は小方中学校に統合する案、玖波小学校を玖波中学校に統合移転し小中一貫教育を実施する案という3案について説明をいたしました。

教育委員会では、これまで玖波小学校の耐震化対策についてどのような方法がよいか検討してまいりましたが、玖波小学校の現在地が玖波地区の中心に位置すること、長期的視野に立った耐震対策をすることができることから、玖波小学校を現在地で建てかえるという考えに至ったことも説明をしております。参加された皆様からは、玖波中学校の存続、小中一貫教育校の実施、玖波小学校の現在地の立地条件などについて御意見をいただいております。この意見交換会を通して、地域、保護者の方には、できるだけ早い段階での玖波小学校の現在地での建てかえという方向性について、了承していただけたものと考えております。

今後、玖波小学校の新しい校舎を現在地のどこに建てるのがよいのかを検討してまいります。先ほども申し上げましたように、屋内運動場の耐震診断を行っているところですので、その結果等を踏まえ、市長部局と十分に協議をしながら耐震問題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上で、北林議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 7番。

○7番（北林 隆） 御答弁ありがとうございます。

まず、2点目の質問で定住促進に地元雇用の推進強化を考えてみませんかということで、非常に先ほどの大井議員の質問と逆のようなことを言ってしまったので、非常にデリケートな内容だったと思います。市長のほうには慎重な御答弁をいただきまして、お考えをまたお聞きしました。市長においては、企業の方と会うときには常々、地元採用をお願いしているという言葉聞いて、私も微力ではありますが、やはり地元企業の方々とお会いしたときにはそういうふうをお願いしております。こうやってお願いし続けていけば、何らかの結果は出るんじゃないかと思いますので、ぜひとも今後とも続けていっていただきたいと思います。

また、市長は常々、「雇用があり生活の糧が得られるまちにしたい」と言われてきております。その思いは、我々議員も十分承知している。私自身も同じ思いを持っているということで、まずわがまちプランに掲げる指標人口3万人を目指して、魅力ある大竹のまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。市長、先ほど言いましたが、大竹市のトップセールスマンとして取り組んでいただきますようお願いするとともに、職員の皆さんには先ほど市長のほうから、「市長は職員のみなを信頼している」という言葉もありました。「大竹をわがまちと思い、自分自身が住むのであれば大竹だ」と言えるようなまちをぜひつくっていただきたいというふうに思いまして、1点目の質問のほうに入らせてもらいます。

玖波小学校施設整備事業の基本構想についてですけど、教育長から「現状として玖波小学校の耐震対策は早く取り組まなければならない」というお言葉ももらいました。あと耐震診断また地質調査とか耐力度調査、こういったものも未実施の部分もあり、場所としてのものが決まっていはいないが現在地建てかえについては、ある程度方向性は示されておることです。まだそういう耐震診断等の結果とか地質調査とかできておりませんけれども、建物は建っております。非常にもろい部分もありますので、そういった部分については何らかの施策を将来打っていただきたいと思います。

基本構想でまだ至っていないということで意見交換会を通して、教育委員会が方向性を示している現在地での建てかえということで、地域や保護者の方からはおおむね了承を得たということになっておりますが、これから校舎を現在地のどこに建てるのか。地質調査の結果になるんでしょうけど、市長部局と協議しながら、その解決に取り組んでいくということで、早く取り組んでほしいと思います。

保護者のアンケートをまず聞きたいと思うんです。玖波小学校建てかえというアンケートに対して、現在地がよいというのが54.3%、先ほどの地域の方のほうからの了解も得られたような内容に近いものが出ておりますが、必要な改修をして玖波中敷地内への移転というような形を求めているアンケート結果は39.4%ありました。また、児童生徒数の減少の中、教育環境の整備という観点からはどうかということで、生徒数が減少したら、これは玖波中学校、小学校において双方に言えるものと思いますが、小・中現在地で現状のままいわゆる単独でおのおの建てておこうということを望まれる方が19.8%、いや、そうじゃなくて小・中学校を中学校敷地で学校統合して建ててはどうかというアンケート結果が35.8%、玖波中と小方中の統合という小方学園へ玖波中学校を統合していくと、これを望

まれるというか、生徒数が減少したらやむを得ないと思われた方が26.9%ということで、不思議なことに小・中現在地の現状のままというよりも多いんですね。しかしながら、小・中学校を玖波中学校敷地での学校統合というのが一番多かったんです。将来的な教育環境としてはどうなのかという見方で行けば、一概に現敷地内での建てかえを望むという形にはなっていないんじゃないかなというふうに私は思っております。小中一貫教育をするのであれば、中学校の現在地での小中一貫教育を望んでいる声も35.8%あるということです。

しかしながら、コメント欄がありました。そこには何があったかと言いますと、「どちらでもいい」と、「何でもいい」と、危ないんだから早く安心安全な施設にしてほしい、早く工事にかかってほしいと、これが保護者の方の一番切実な御意見だったんじゃないかなというふうに思っています。小学校の新館と旧館とを、連絡する部分の一部箇所が耐震強度不足ということで、3階のトイレ部分だったかなと思いますが、使用禁止になっているときもありました。応急の対応として、新しい校舎へ建てかえをするまでの間、その耐震強度不足の箇所の補強をするなり切り取るなりと、そういったような手当てはできないものなののでしょうか。そうすれば、耐震化対策としては不十分でも当面使えるという、児童の安全は確保できると。本来ならこういうことは、もっと早い時期に言っとくべきだったんだろうと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 非常に危険な箇所として、また耐震強度不足ということで3階トイレ部分が使用禁止になっていたときもございました。現在は、使用されております。

ただ、本当に危険で必要な場合は応急措置が可能だと思いますけども、応急措置については、やはり一時的な改善であり真の安全確保につながるものではないというふうに思っております。今、教育委員会としては、現在地での建てかえということを強く出しております。一日も早い建てかえを急ぎたい、そのように考えております。よろしくお願いします。

○議長（寺岡公章） 7番。

○7番（北林 隆） 方針変わらずということですが、当然、何にせよ早く安心安全な施設にするという、これはもう同じ思いだろうというのは思います。

大竹市小・中学校充実のための基本方針とあと大竹市立小中一貫教育に関する基本方針というのが示されておりまして、この基本方針とその取り扱いと耐震化対策への対応ということでちょっとお聞きしたいんですけど、玖波中学校も生徒数の減少傾向が顕著なものがありまして、非常に残念なんですけど、来年には生徒数が100人を切ります。3年後には90人を切ります。7年後には80人を切ります。今現在、私のほうがもらっている小・中学校の生徒数からいけばそのようになります。編入なり転入なりがあればまた違うんですけど、人口増もありがたいことなんですけど。充実のための基本方針に示す小・中学校との統合を考えなければならない数字が出つつある状況なんですけど、現校舎も中学校ですけど築30年近いものとなってきております。老朽化しているのではないかというのが心配されるところなんですけど。小方中学校への統合時期、先ほどの充実のための基本方針の

中で掲げている小方中学校への統合の時期が気になるんですけど。今現在、どのようにお考えなのか。

また、小方学園は施設一体型の小中一貫教育ということでやっておりますが、9年間を通した小中一貫教育をするには隣接型や分離型よりも、児童生徒、先生方また地域においても緊密な連携のとれる環境ということで、一体型のほうがすぐれているのではないかと私は感じるんですけど。実際、小方中学校は大規模という格好になりまして、小規模の玖波小学校、生徒数が25人とかですよ、小学校、25人の生徒が一どきに小方学園、中学校へ通うというようなことになったら、新中学生1年生としてそこその数で通っていくようになるんですけど。小方、玖波という地域としての対立や孤立化というのが心配される場所じゃないかと。実際、アンケート調査の中に、「小方学園、中学校のほうへ玖波中学校として統合された場合は孤立化するのが心配だ」というコメントも書かれておりました。中1ギャップというのが実際、ないんでしょうか。小方学園と玖波中学校を統合するということがあった場合。多くの生徒が一どきに中1ギャップを感じてしまうということがあっては困るんですけど。そのような複数人の者がそういう状況に陥った場合、それに対する対応というのは、もし小方中学校へ玖波中学校を統合していった場合、対応をちゃんとできるような形がとれるんでしょうか。

意見交換会では、玖波中学校の存続を求める意見もありました。大竹市小・中学校充実のための基本方針に掲げる玖波中学校と小方中学校との統合というのを見送ることはできないか、または白紙に戻すようなことはできないんでしょうか。その辺ちょっとお答え願います。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） いろいろ御質問がございましたけども、現在、教育委員会としては玖波小学校を現在地で建てかえて、中学校については耐震基準で建築されているので早急に判断をする必要はないと、現状のままで様子を見たいものと考えております。

次に、小中一貫教育校についての御質問がございましたけども、小中一貫教育校、目標や方針を小学校、中学校が一にして、そして9年間の教育活動を見通した教育課程を編成する。これを小中一貫教育と我々は捉えております。この小中一貫教育について、一体型、隣接型、分離型それぞれ施設に応じてその型が示されておりますけども、それぞれのメリット、デメリットがあろうというふうに思っています。したがって、全て一体型がいいというふうには断言はできないものというふうに考えております。

仮に、玖波中学校を小方中学校に統合した場合に、中1ギャップというのが生じるのではないかとということでございますけども、今、目指している小中一貫教育校というのは、やはり小学校と中学校が目標・方針を同じくして教育活動を同じ理念のもとで行っていくというものでございます。したがって、もしそういう玖波中学校と小方中学校の統合ということになりますと、小方中学校と玖波小学校がしっかりと協議をして、どのような形で子供たちに当たっていくのか、9年間を見通した教育活動を行っていくのか、そういうことをしっかりと協議をして、そしてそういう教育活動を行っていくということが大切であらうというふうに思っております。

現在、小方学園では、小方小学校、小方中学校そして栗谷小学校が一つの方針のもとで教育活動を進めております。栗谷小学校の卒業生が小方中学校に行ったときに違和感を感じないように、困らないように、そういう努力をしているつもりでございます。

それと、小・中学校充実のための基本方針ということでございますけども、充実検討委員会の委員の皆さんには、本当に長時間にわたり熱心かつ真剣に議論をしていただきました。多少、当時の状況とは異なる点もありますので、そのまま全てを受け入れるものではありませんが、この考え方は尊重すべきであると捉えております。繰り返しになりますが、玖波中学校は現在、耐震性に問題がないので、当分の間、現在の形で存続し、10年後か20年後かわかりませんが、老朽化が進んだ時点で、保護者、地域の方と十分に議論して存続か統合か方向性を決定すればいいのではないかなというふうに思っております。10年たつと条件も考え方もやはり随分変わってくるのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 7番。

○7番（北林 隆） たくさん聞いたのでたくさん御答弁いただきまして、逆にこちらも「あれ、何だったかな」と思うようなものがあります。

小方中学校への統合時期はいつになるかという部分、今のところ当然、未定ですね。9年間を見通した小中一貫教育、私は施設一体型のほうがすぐれているんじゃないかと言ったら、教育長、それぞれメリット、デメリットがあると。メリット、デメリットということは抽象的なので具体的なものがちょっとわかりにくいところがあるんですけど、それはそれでよしとします。

中1ギャップのところで、栗谷のほう、今から小学校から中学校は小方学園のほうに来るということで、そういった場合、ちゃんとケアしますよというような思いでおられるんでしょうけど、私が言ったのは、玖波小学校から小方中学校へ行った場合、二十何人の者が一どきに小方学園に行くということになりますので、その中にはいろいろな子がおられるんじゃないかと、そうすれば複数人の者がいわゆる中1ギャップを感じてしまうかもしれない。その場合、どのようなケアをするのかという部分で、1人、2人じゃないですよという、団体で、もしかしたら地域的なものもあるんじゃないかなということでは言わせてもらったんです。

しかしながら、これについても将来、先であるんなら、先送りしましょう、結論を出すのは。というのは、実際言って、あした考えればいいというのが大嫌いなんです。先、先になって考えれば、そのとき考えればいいじゃないかと、それじゃあいけないと思って今回、こういうようなことを聞いているわけなんでして。できれば、将来のことを見据えた形で地域のまちづくりを考えていくべきじゃないかと、目の前にぶら下がって初めて「困ったな、どうしよう」なんて言うんじゃないかと、本当はいけないと思うんです。

想像してほしいんですけどね。小中一貫教育を進めるまちで保護者の方、子育て世代の方がおられると思うんですけど、これらの方が中学校がなくなるとわかっているとか、もしくは学区であるというのが明らかになっているところ。そういったところの小学校を選択するのかなあと。うちの子は中学校になったらよそへ行くんだよと。今はここだけ

ど中学校になったらよそだよと。わかってるんだったら最初から小・中が近くにあったところを選びますよね、普通。ということは、その地区に住居を構えていただけるのかな。だんだん魅力のないまちになってくるんじゃないかなあと。逆に小方ヶ丘、最初に言いましたけど、あそこについては家が建って人がたくさんふえていくとあって、やっぱり小中一貫の学校施設があそこにあるからこそ、土地も安かったかもしれませんけど。やっぱりそれがすごく魅力があったんじゃないかなと思うんです。学校のない地域というのはやっぱり寂れていく可能性は、あるところでは必ず高いと思うんです。できれば、小・中と公立学校があるほうが。そりゃあもう機能としてはすぐれていると思います私は。

玖波の地区では、先ほど冒頭でくまモンのことを話しましたが、スーパー存続や個店の活性化への取り組みとか、将来的にＪＲ玖波駅西口改札の設置もされますし、周辺の道路の整備等もされていくでしょう。で、利便性が高まりますよね。老朽化したものとして公民館なんかありまして、ちょっと避難施設としてどうなのかなと。万全ではないよねというのを感じながらおるんですけど。また玖波の地域、割と地価は安いんです。住宅用地、こういったものの供給がどんどんされていくようになれば、魅力あるまちになるんじゃないかなと思うんですけど。残念なことに今の話でいくと、小学校は新しくなったけど中学校は将来わかりませんよという状況じゃあ、ちょっと魅力はそがれるんじゃないかというふうに思います。

そこで、学校のことでこの方策がよいとか、継ぎはぎだらけのパッチワークのようなまちづくりをするんじゃないかと、グランドデザインというか大竹をどういうまちにするんだとか、その中で玖波の地域はどういうまちにするんだとかいうのを本当は考えていって、学校施設をどういうふうに配置するかを本来、考えていくほうが正しいんじゃないかと。そうすることによって、子供さんもふえてくるんじゃないかと。人口もふえるんじゃないかというふうに思いまして。市長部局と教育委員会と連携して、小・中学校の存置につながるような地域のまちづくりに関する施策を実際打つべきだろうと私は思ってまして、可能であればです。

以前、一般質問のほうでもさせてもらったことがあるんですけど、子育て世代をターゲットとした公営アパートを整備するとか、安価な住宅地の供給をするとか、そういったものも一つの方法じゃないかと思うんです。そうすれば児童生徒数も改善されることにつながっていくんじゃないかと。児童生徒が少なくなるから統廃合を考えるんじゃないかと、統廃合をしないためにも、児童生徒をふやすような施策を打っていく。無策で現状に対応するんじゃないかと、積極的な政策としてそういう構想を考えていただきたいんですが、これは市長部局のほうになるかと思いますが、何かあればコメントいただけますか。

○議長（寺岡公章） 副市長。

○副市長（大原 豊） 大変申しわけないんですが、統廃合をしないために児童生徒をふやすことを先に考えてまちづくりをしたらどうかという御意見だと思うんですが、残念ながら統廃合をするとかしないとかという視点でのまちづくりの発想は持っておりません。

結果として人口増につながれば、その辺はどういう影響があるかなという観点はありますが、小中一貫教育あるいは統廃合については、教育の充実の観点から判断されたと認識

しております。そういう中で、市長部局としては第五次の総合計画に沿って、まちづくりは進めてまいりたいと思います。そういうことによって、人口減に歯どめがかかるのではないかと考えております。

また、そういう中で、子育て世代をターゲットとしたまちづくりということであれば、当然、総合計画の中にもあるわけですが、雇用機会の増大あるいはソフト、ハードを含めて子育てしやすい環境を整備することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 7番。

○7番（北林 隆） 副市長、ありがとうございます。厳しいような形で御返事が返ってきたと思いきや、そうじゃなくて、やはり子育て世代をターゲットにしたまちづくりという観点から、そういう施策を打っていけばおのずと人口はふえてくる。ふえた中に、子育て世代というものをターゲットにしているのが当然、就学する児童生徒もいるとすれば、生徒数が減るとかいう中で学校統廃合という方針はなくなるんじゃないかというふうに捉えているということなんで、ぜひとも人口をふやすためにもそういう政策を考えていただきたいと思います。子育て世代をターゲットとした公営アパートをつくってみようじゃないかと。建設部長、答えなくてもいいですよ。

あと、7月5日でしたか、教育委員会が地域へ出向いて地域の方との意見交換会を持たれたということで、現敷地内での学校建てかえの方向性について了承していただけたと考えておると。強い後ろ盾ができた、バックボーンができたような感じなんですけど。「その理由は何だったか」とヒアリングのときに聞きましたら、意見交換会の場では、異論が出なかったと。反論がなかったということなんです。その辺、賛成の声はあったんですけど、ほかの言葉がなかったと。地域の方が30名近くおられたということらしいんですが、現在地での建てかえ以外のその他の意見がなかったということ。何か説明不足の中でそういうことも出なかったんですかね。アンケートの結果でいけば、教育環境整備では生徒数が減少したら小・中学校、中学校敷地で学校統合する35.8%あったとか、必要な改修をして玖波中学校敷地内へ移転とかいう玖波中学校の必要性というのはやっぱり求められている方はおられるし、先ほど玖波中学校を残すという意見もあったということなんですけど、何かこう連続性のないようなお話になってるのかなと思うんです。

今後の中学校のあり方について、丁寧に説明されたかどうかちょっと確認したいかなと思うんですけど。先ほど言いましたが、あした考えればいいようなものの考え方、たちまち玖波の小学校が現在地、玖波の中心なんだからそこにありゃあいいよという格好だけでそこが選ばれたのであれば、ちょっと残念だなあと思ひまして、異論がなかった、出なかったということは現在敷地内での建てかえを地域住民の方が望まれていると受けとられるともういたし方ない。教育委員会では、現在地での建てかえという方向性で後ろ盾ができた。しかし、その他の意見がなかったということは、玖波小・中学校、中学校敷地内での学校統合をするなど意見、議論がなされたのかと。異論がなかったということで終わってしまっていると。議論というのがあったんですか、その場で。一方的な意見といいますかお声があった。それ以外のものは何もなかったと。でも先ほどのアンケートのほうか

ら見れば、玖波の中学校は残してほしいよとか。学校統合してもいいよとかいうようなアンケート結果もあるんですね。そういった代弁といいますか、そういった考えの方もおられるということなんですよ。そういう部分について、どうお考えになるのか。自分自身、先ほどから学校施設はまちづくりの中心的な存在になってきますので、欠けると街の灯が一つも二つも消えたようなそういう暗いイメージになります。当然、まちの魅力、活気もなくなると。移転するだけでも通学や災害施設として避難の場合の距離とかそういう変化。変化があることを非常に多くの方が嫌われると。今のままがいいと。でもいろいろなものが日々毎日変化してるんですよ。知らない間に受け入れているだけで。目の前にぶら下げられたから、変化が今からあります、どうしますかと言われたから意見を述べるような感じです。大体それが拒絶反応という格好で出てくるんでしょうけど。非常に難しいことなんでしょうけど、意見交換会を1回されましたけど、もう一度、2回やるというふうに我々は聞いてきておりますので、ぜひとも再度、意見交換会を地域で持って開催していただいて、その他の意見についても、やはりおられるわけですから、そういった方々の声も聞いて、その後にまた改めて判断をしてもらいたいと思いますが、地域の意見を集約した形でのうまい落としどころを見つけてもらいたいと思うんですが、教育長、何かあれば済みませんがコメントをください。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） ありがとうございます。7月の意見交換会ですが、地域の方30名ほど来ていただいてしっかりと我々の考えを説明させていただいて、それにあわせて地域の方の意見もいただいたものというふうに捉えております。

また、この後、保護者の会も持ちまして、保護者へも説明をしているところでございます。それぞれの地域の方、保護者の方の説明会終了時に再度、現地建てかえの方向性について説明をしましょうかというような投げかけをしましたけども、もうそのことはある程度了承しているというような意見でございました。そして、むしろ次にやるときには現在地での建てかえの場合の校舎の位置等、ある程度具体的な姿を持ってきてほしいという意見が多くございました。我々は、そういう意見を大事にしながらやっていきたいと思いますが、先ほど北林議員さんがおっしゃるように、まだ保護者や地域の間に十分に議論がなされていないと、まだ不十分であるというようなことであれば、また今後、再度の意見交換会等も検討する必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○7番（北林 隆） よろしく申し上げます。終わります。

○議長（寺岡公章） この際お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月11日の本会議に一般質問を継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって一般質問は9月11日の本会議に継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日、9月11日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

(25. 9. 10)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月10日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会副議長 上 野 克 己

大竹市議会議員 藤 井 馨

大竹市議会議員 乃 美 晴 一

+